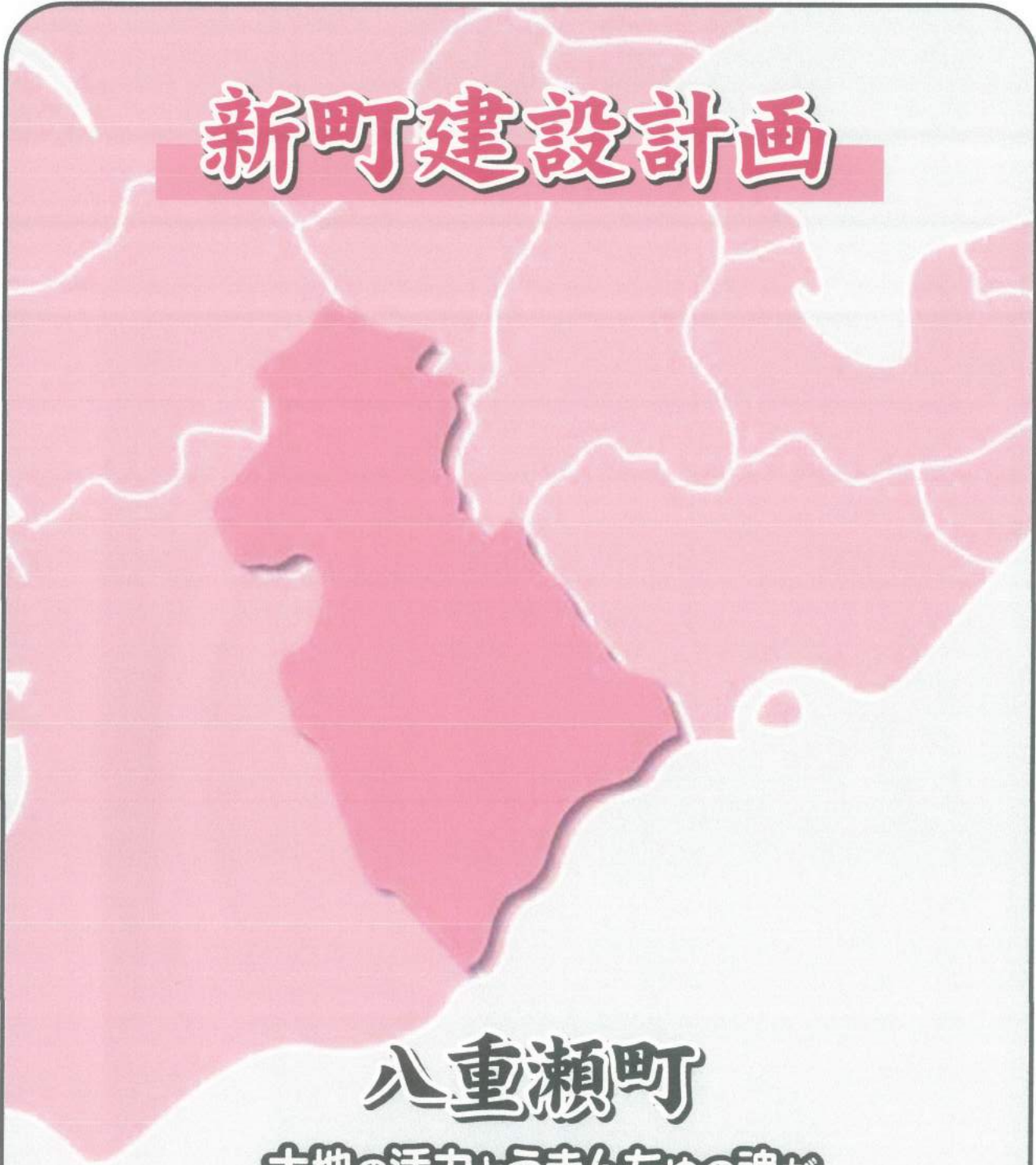




新町建設計画

八重瀬町

大地の活力とうまんちゅの魂が
創り出す自然共生の清らまち

東風平町・具志頭村合併協議会

目 次

序 章	2
1 計画策定の背景	2
2 合併の必要性和効果	3
3 計画策定の方針	4
第1章 新町の概況	6
1 位置・地勢	6
2 人口・世帯	7
第2章 主要指標の見通し	10
1 人口・世帯	10
2 産業	11
第3章 新町まちづくりの主要課題	12
1 産業振興	12
2 都市基盤	13
3 生活環境	15
4 保健・福祉	15
5 教育・文化	17
6 まちづくり	18
7 行財政基盤	19
第4章 新町まちづくりの基本方針	20
1 新町の将来像	20
2 新町建設の基本方針	22
第5章 新町の施策	28
1 施策の体系	28
2 分野別施策・主要事業	30
3 重点プロジェクト	43
4 地域別整備の方針	45
第6章 新町における県事業の推進	49
1 沖縄県の役割	49
2 新町における県事業の推進	49
第7章 公共的施設の適正配置と整備	50
第8章 財政計画	51
「新町建設計画」用語集	54

序 章

1 計画策定の背景

これまで、地方自治体は幾度となく合併を繰り返してきました。明治21年12月末には71,314あった市町村は、平成16年4月には3,100となっています。

昭和30年前後のいわゆる昭和の大合併後は、市町村行政の広域化のための対応策としては、市町村合併よりも、むしろ一部事務組合等の事務の共同処理による広域市町村施策に重点が置かれてきました。

今回、東風平町・具志頭村合併協議会を設立した東風平町、具志頭村の両町村でも昭和57年に那覇市ほか周辺の4市5町10村と南部広域市町村圏事務組合を設立し、各種のふるさと市町村圏推進事業の推進や広域的斎場の供用など圏域の課題に対応した広域的な地域づくりを展開してきました。

しかし、今や地方自治体は、これまでに経験したことのない厳しい社会情勢、財政状況に直面しています。

また、ここ数年の間に少子化の傾向は一層その歩みを早め、高齢社会※の進展と相まって新たな住民ニーズが生じています。

一方、地方行財政の三位一体の改革により、地方自治体の主財源である地方交付税も大幅な削減という状況下であり、デフレ基調の経済の中で財政事情はさらに厳しさを増し、社会の活力をどう保持するのも難しい状況となっています。

そのような中、地方自治体においては、地方分権が実行の段階を迎え、自らの判断と責任で、住民生活に密着したサービスの提供や地域の特色を活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが強く求められています。

さらに、両町村は、地形的な分断要素がなく、歴史的、文化的に一体的な生活圏を形成しています。特に近年の車社会や情報通信手段の進展、生活様式の変化等により広域的な交通体系の整備や公共施設の一体的な整備の相互利用、行政区を越えた土地利用など広域的なまちづくり施策へのニーズが高まってきており、このような多様化・高度化する広域的行政課題への対応も迫られています。

今回の合併の意義は、両町村がより強固な行財政基盤を築き、効率的な行財政運営を行うことにより、社会の変化に対応した質の高い住民サービスを提供できる魅力あるまちとなることにあります。

そのため、両町村の現状と課題などを明らかにした上で、これまで独自のまちづくりを進めてきた両町村を一体化した地域として位置づけ、合併後の魅力あるまちづくりのあり方を示すことが新町建設計画策定の背景にあります。

※「高齢社会」とは、65歳以上の高齢者人口が全人口の14%以上をいい、7%以上を「高齢化社会」という。

2 合併の必要性和効果

(1) 日常生活圏の拡大

近年、両町村では、国道・県道等社会基盤の整備により利便性の向上が図られ、住民生活行動全般や企業等の経済活動は、町村の境界を越えて拡大し、住民の通勤や通学、買い物などをはじめとした日常的な交流がますます活発化し一体化してきています。

このような中、ごみ処理など特定の行政サービスについては広域的な対応を積極的に展開していますが、今後は、道路条件の向上、福祉サービスの充実をはじめスポーツ・レクリエーション施設、文化施設の利用など住民の日常生活等全般に関する行政サービスの一体的な対応が求められています。

合併することにより、道路等や公共施設の整備、産業振興を通して人・モノ・情報が行き交う一体的なまちづくりが可能となります。例えば、単独で整備にあたっていた主要幹線道路や町村道の整備が道路ネットワーク整備の重要度、緊急度によって効率的、効果的に実施できるなど、行政サービスを充実することができます。

(2) 住民ニーズの変化

少子化や男女共同参画社会の進展などの社会情勢の変化に伴い、家族個々人の生活を大切にするなど住民の生活様式の変化、共働き世帯の増加といった就業形態の多様化などにより、住民の価値観は物の豊かさではなく、心の豊かさへと変化してきています。それに伴い、行政に対するニーズも高度化、そして複雑化しています。

合併することにより、現在のサービスを確保し、行政の管理部門を統合することにより、人件費を削減する一方、従来は確保できないか、不足していた保健師などの専門職の充実も可能になり、住民のニーズにあった専門的で高度なサービスが可能となります。

(3) 少子高齢社会の到来

近年、出生率の低下や平均寿命の伸びといった全国的な傾向を背景に、新町においても昭和60年から平成12年までの15年間で14歳以下の年少人口は7.5ポイント減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は5.9ポイント増加しているなど少子高齢化が一段と進んでいます。

高齢化の進展により、医療・保健・福祉に対する様々なニーズが増大し、それに伴う自治体の負担の増加が懸念されます。

一方で、急激な少子化により、将来新町の生産活動を担う人材の減少、また、それに伴う税収の減少により、現在の多様な行政サービスを維持することが困難になることも考えられます。

合併することによって、財政基盤の安定が図られ、少子高齢社会の進展により生ずる、より高度な健康・医療・福祉の様々なニーズに対するサービスへの取り組みが可能となります。

(4) 地方分権の推進と地域間競争の時代の到来

地方分権の時代にあって、新町においては、自らの判断と責任で、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、住民参加のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定し、実施することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが強く求められています。

合併することにより、自治体としての行政、財政面での総合力が強化されることで、利用者の多様なニーズに対応した福祉サービスの充実や著名な文化・芸術にふれあう機会の増加など、質の高い行政サービスの提供が可能となります。その結果、全国的な知名度の向上に伴う地域のイメージアップ、魅力的な自治体になることにともなう企業の進出や若者の定着など、両町村が総合計画等で進めている重点施策、重点事業の一体的な推進が期待できます。

(5) 財政状況

我が国の財政は、平成16年度の国・地方を合わせた長期債務残高はおよそ719兆円に達し、そのうち地方分は204兆円を超えるなど極めて厳しい状況にあります。

両町村においても、国への依存財源のうちもっとも金額の大きい地方交付税は、平成12年度の約38億円から平成15年度には約31億円と2割近くも減少しています。

国の三位一体の改革など今後のより厳しい財政状況のもとで、地方が現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持するためには、行財政基盤の強化を図り、より簡素で効率的な行財政運営の実現が強く求められています。

合併することによって、人口規模の拡大により足腰の強い行財政基盤が確立でき、さらに、広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設の効率的配置が可能になり、行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供ができます。

3 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は東風平町・具志頭村の合併後の新町建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、両町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、均衡ある発展に資するよう適切に配慮して策定します。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき、新町において作成する総合計画(基本構想・基本計画・実施計画等)及び国土利用計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は下記の4項目を中心として構成します。

- ①新町建設の基本方針
- ②新町建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④新町の財政計画

(3) 計画の期間

本計画は、両町村が合併し、新町となった後の平成18年度から平成32年度までの15か年の期間について定めるものとします。

(4) 計画策定の基本方針

- ①新町の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的な視野に立つものとします。
- ②公共的施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。
- ③財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、合併特例債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。
- ④ハード・ソフト両面の施策・事業に配慮するものとします。

第1章 新町の概況

1 位置・地勢

面積26.9km²となる新町は沖縄本島の南部のほぼ中央に位置しています。全体的に起伏に富んだ地形となっており、南部一帯が高台となっている以外は3方は緩やかな丘陵地帯となっています。丘陵地帯の大部分はサトウキビ畑で、その中に集落が点在しています。

南部海岸線は断崖絶壁で、優れた海洋景観を形成しています。

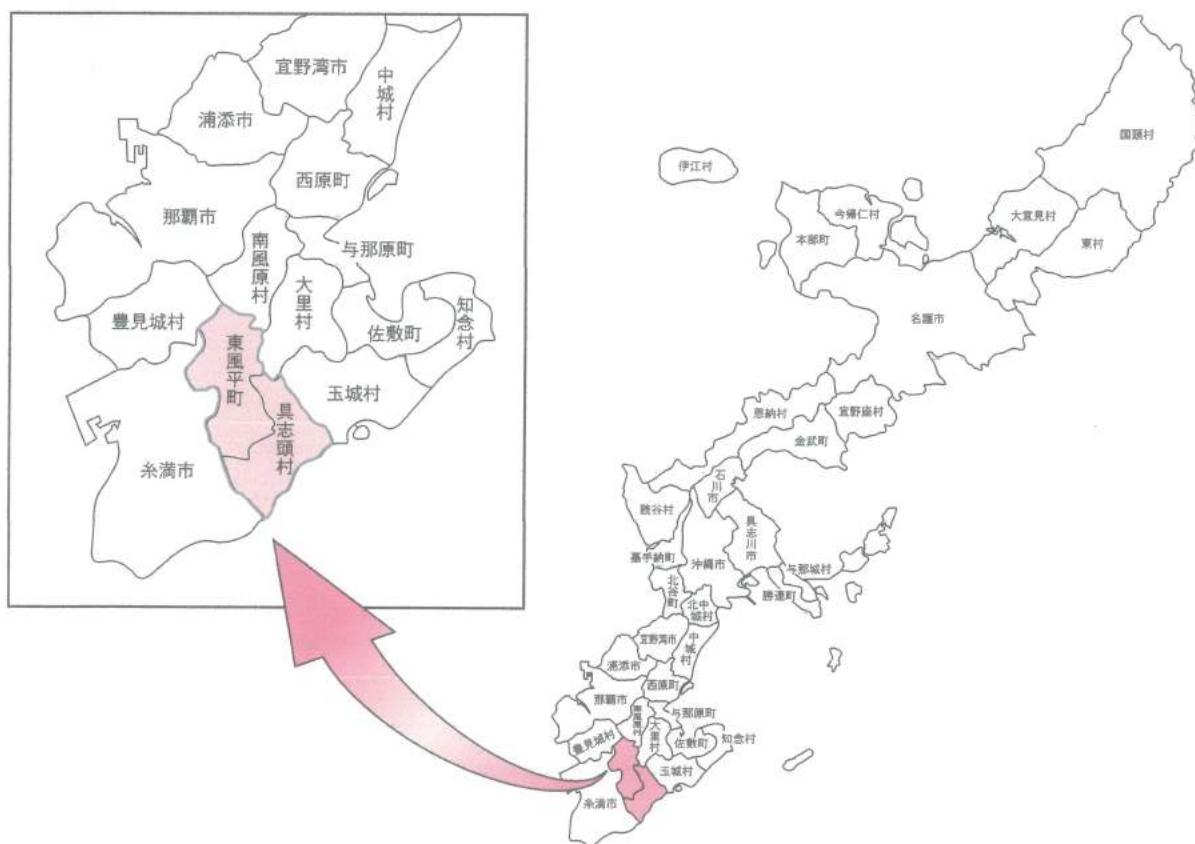
全体的に肥沃な土壌に恵まれ、古くから農業の盛んな町として発展してきましたが、那覇市に近接していることから、近年都市化が進み、田園と都市が混在する町として変貌を遂げています。

■新町の位置■

	面積 (km ²)	面積比	町村制施行年月
東風平町	14.79	55.0%	昭和54年10月
具志頭村	12.11	45.0%	明治41年4月
合 計	26.90	100.0%	

(資料) 沖縄県市町村概要 (平成15年3月)

■新町の位置■



2 人口・世帯

(1)人口・世帯数

新町の人口は、平成12年の国勢調査によると24,626人、世帯数は6,825世帯となっています。昭和60年の国勢調査と比較すると、人口は19,918人から4,708人増加し、世帯数も4,585世帯から2,240世帯増加しています。

都市化の進展や少子化の進行等により、1世帯当りの世帯人員は昭和60年の4.34人から平成12年には、3.61人まで減少しています。

■新町の人口・世帯数及び1世帯当り人員の推移■



■町村別人口、世帯数及び1世帯当り人員の推移■

【人 口】		(単位:人)				【世帯数】		(単位:世帯)			
	実 数						実 数				
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年			昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
東風平町	13,148	14,150	15,938	16,789	東風平町		3,050	3,546	4,177	4,673	
具志頭村	6,770	6,568	7,095	7,747	具志頭村		1,535	1,621	1,893	2,152	
合 計	19,918	20,718	23,033	24,626	合 計		4,585	5,167	6,070	6,825	

【1世帯当り人員】 (単位:人/世帯)

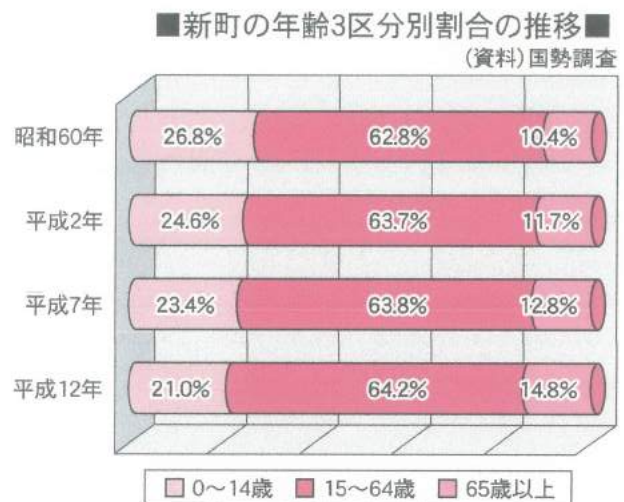
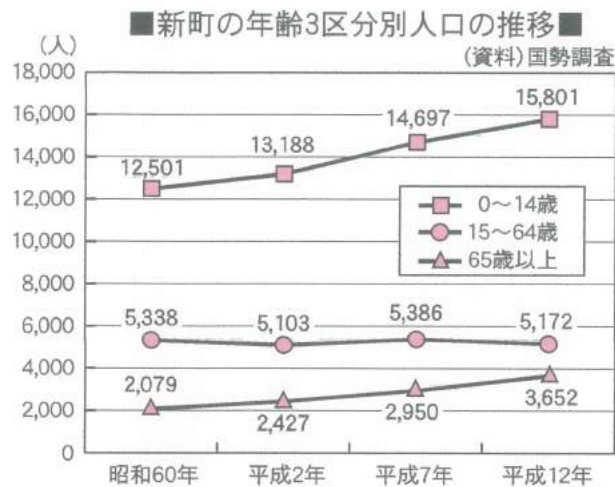
	実 数			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
東風平町	4.31	3.99	3.82	3.61
具志頭村	4.41	4.05	3.75	3.60
合 計	4.34	4.01	3.79	3.61

(資料)国勢調査

(2) 年齢別人口

年齢3区分別人口を新町全体でみると、平成12年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は5,172人で全人口に占める割合は21.0%、15～64歳の生産年齢人口は15,801人で64.2%、65歳以上の老年人口は3,652人で14.8%となっています。

老年人口比率は平成12年時点で、県平均を上回っており、高齢化が進んでいます。昭和60年からの推移をみると、出生率の低下や平均寿命の伸び等の影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向がみられます。



■年齢3区分別割合の比較■

(単位: %)

区 分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
新 町	21.0	64.2	14.8
沖縄県	20.0	65.4	13.8
全 国	14.6	67.9	17.3

(資料) 平成12年国勢調査

■町村別年齢3区分別割合の推移■

		東風平町	具志頭村	合 計
昭和60年	0～14歳	3,733	1,605	5,338
	15～64歳	8,125	4,376	12,501
	65歳以上	1,290	789	2,079
平成2年	0～14歳	3,718	1,385	5,103
	15～64歳	8,918	4,270	13,188
	65歳以上	1,515	913	2,427
平成7年	0～14歳	3,800	1,586	5,386
	15～64歳	10,230	4,467	14,697
	65歳以上	1,908	1,042	2,950
平成12年	0～14歳	3,573	1,599	5,172
	15～64歳	10,943	4,858	15,801
	65歳以上	2,362	1,290	3,652

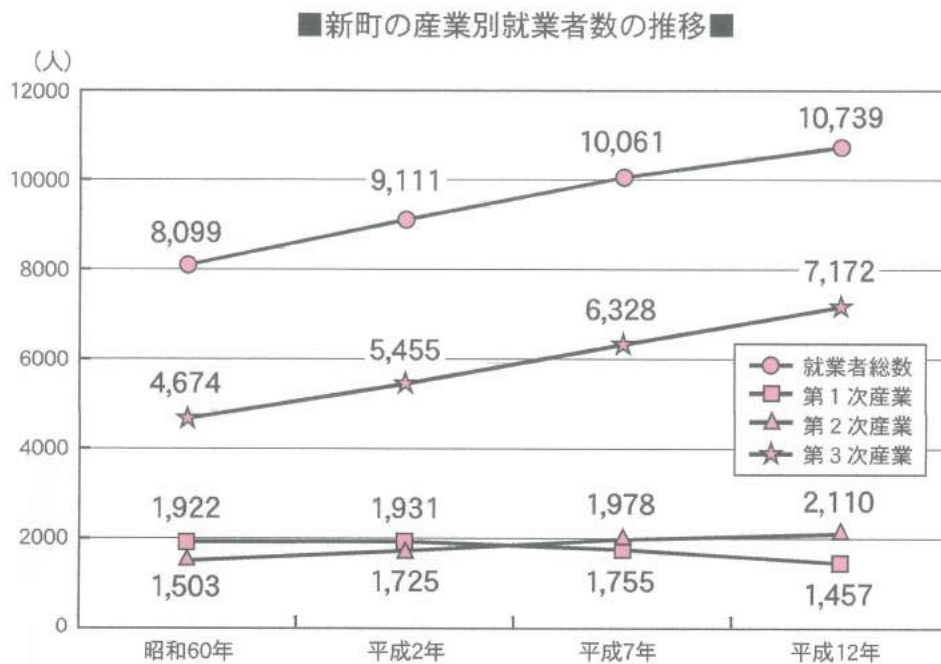
(資料) 国勢調査

(注) 年齢不詳を除く。

(3) 就業人口

就業人口の構成は、平成12年国勢調査時点で第1次産業が13.6%、第2次産業が19.6%、第3次産業が66.8%となっています。

昭和60年からの推移みると、第1次産業の減少、第2次産業の停滞、第3次産業の増加といった全国的な潮流であるサービス産業の台頭が顕著になっています。



第2章 主要指標の見通し

1 人口・世帯

(1) 人口

平成32年(2020年)までの人口を、国勢調査(平成7年～22年)による男女各歳人口をもとにコーホート要因法※及び、土地開発地区(土地区画整理事業、土地改良区非農用地整備)の推計人口を合わせて求めました。

新町の将来人口の推移をみると、平成17年(2005年)で25,121人、平成22年(2010年)で26,681人、平成27年(2015年)で29,100人、平成32年(2020年)で30,100人となり、その後は30,500人前後で推移していくと予想されます。

※「コーホート要因法」とは、ある時点における、特定の5歳きざみの年齢集団(＝コーホート)が5年後の観測時点でどれだけ増減したかに着目した推計方法で、その増減率(＝コーホート残存率)を生残率(生存確率)と社会移動率(転出入による増減率)とに分解し、社会移動率などを変数として設定する人口推計方法です。



(2) 年齢別人口

新町の年齢別人口をみると、老年人口については、平成17年(2005年)で4,207人(16.7%)、平成22年(2010年)で4,704人(17.6%)、平成27年(2015年)で5,825人(20.0%)、平成32年(2020年)で7,061人となり、老年人口比は全体の23.5%に達すると予想されます。

■年齢別人口の見通し■

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	23,033	24,626	25,121	26,681	29,100	30,100
年 齢 別 人 口	年少人口(人) (0～14歳)	5,386	5,172	4,724	4,726	4,451
		23.4%	21.0%	18.9%	17.7%	15.3%
	生産年齢人口(人) (15～64歳)	14,697	15,801	16,166	17,247	18,823
		63.8%	64.2%	64.4%	64.7%	61.3%
	老年人口(人) (65歳以上)	2,950	3,652	4,207	4,704	5,825
		12.8%	14.8%	16.7%	17.6%	20.0%
						23.5%

(注意)平成7、12、17、22年は国勢調査による現状値

(3) 世帯数

核家族の進展や単身世帯の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少が進み、平成27年(2015年)に3.02人、平成32年(2020年)には2.82人になることが予想されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯あたりの人員の見通しから平成27年で約9,700世帯、平成32年で約10,700世帯と予想されます。

世帯数見通し＝各年総人口見通し÷各年1世帯あたりの人員見通し

■世帯数の見通し■

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	23,033	24,626	25,121	26,681	29,100	30,100
1世帯あたり人員(人)	3.79	3.61	3.29	3.19	3.02	2.82
世帯数(世帯)	6,070	6,825	7,399	8,118	9,700	10,700

(注意)平成7、12、17、22年は国勢調査による現状値

2 産業

就業率は、平成7年以降44%弱で横ばいとなっていますが、今後は就業人口の増加によって就業率の上昇が予想され、平成27年(2015年)における就業人口の見通しは約13,500人、就業率46.5%、平成32年(2020年)には約15,000人、就業率49.8%と予想されます。

就業人口見通し＝各年総人口見通し×目標就業率50.0%

■就業人口の見通し■

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口(人)	23,033	24,626	25,121	26,681	29,100	30,100
就業率(%)	43.7	43.7	45.7	43.1	46.5	49.8
就業人口(人)	10,068	10,751	11,477	11,488	13,500	15,000

(注意)平成7、12、17、22年は国勢調査による現状値

第3章 新町まちづくりの主要課題

1 産業振興

(1) 農業の振興

農業は、諸外国から輸入される農産物との価格競争、国内での産地間の競争に加え、農業就業者の減少や高齢化により、農業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっています。

新町では、農業基盤の整備とともに、遊休農地の保全・活用、農家の組織化、後継者の確保・育成等が必要になっています。

また、これらの生産基盤や流通ルートを拡大していくとともに、新しい農産物の創出が求められています。さらに、体験型農業の展開や付加価値の高い加工品の開発等を進めていく必要があります。

(2) 水産業の振興

水産業においては、沿岸漁業が主体の零細な経営体が大半を占めています。また、近年の異常気象等による漁場資源の減少、漁価の低迷などの厳しさから若年層の後継者や新規就業者が少なく、就業者の高齢化も目立っています。

今後は、多様な漁業活動に対応した漁業基盤づくりや組織活動の活性化等を通して、漁家収入の増大や若年層に魅力ある漁業環境の創出が求められています。

(3) 商工業の振興

新町では国道507号沿線や主要道路交差点等を中心に既存の商店街、身近な中小小売店等がありますが、これらを取りまく商業環境は、那覇市などへの購買客の流出などにより、一段と厳しい状況となっています。

今後は、様々な年代層が安心して歩いて買物ができる商業空間、交流空間の形成を念頭に、消費者ニーズの個性化・多様化等による社会環境の変化に対応した活性化を積極的に図る必要があります。

工業は、まとまった工業施設用地がなく、業種も限られているなど総じて零細的な経営状況となっています。

今後は、自立した地場産業の形成にむけた地域特性に適した地域特産物の開発等を積極的に図る必要があります。

(4) 観光の振興

新町は主に謝花昇、港川人を展示した歴史民族資料館のほか、港川フィッシャー遺跡、グスク（城跡）、富盛の石彫大獅子といった遺跡・史跡群や東風平運動公園（野球、サッカーのキャンプ地）八重瀬公園

(桜まつり)など、さらにボルダリング競技が開催される海岸部など数多くの資源をもっており、かつ県南部の観光ルート上にあるものの、観光資源としての付加価値を持ち得ないこと、既存観光地の近接などもあり、通過点となっているのが現状です。

今後は、個々の「点」としての観光資源のネットワークによる線的な観光資源の活性化、農業等の基幹産業や地域特有な自然・歴史的環境を活かした観光産業の展開が求められているとともに、地場産業と連携した地域特産物の創出が必要となっています。

また、情報通信技術(ＩＴ)を活用した地域情報の発信の強化など観光ＰＲの充実・強化を図る必要があります。

2 都市基盤

(1)市街地及び集落整備

新町の市街化区域については、地域の特性を生かした生活と産業の拠点づくりのため、計画的な市街地や生活基盤である道路等の整備を図ってきましたが、まだ十分とはいえない状況となっています。

今後は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地をはじめ、公的施設や商業・業務施設等の集積を図り、島尻地区の拠点地区として住民ニーズに対応した快適な都市環境を計画的に整備していく必要があります。また、水と緑にあふれ、自然と共生する都市景観づくりや道路の段差の解消など人にやさしいまちづくりが求められています。

地域のまとまりやコミュニティ活動の単位となっている集落については、道路、排水路、外灯、公園等総合的な集落環境整備を進めていますが、今後は町民の暮らしの拠点として、各集落の特性を生かした計画的な生活環境整備に一層努める必要があります。

(2)交通体系の整備

新町の道路体系は、広域的な幹線道路である国道331号、507号をはじめ、主要地方道などの県道、町村道が縦横に走り、島尻地区の重要な交通ルートを形成しています。

今後は、新町の一体化を図るため、国、県等との連携のもと道路拡幅等の交通渋滞解消とともに、国道、県道、町道を含めた地域間のアクセスの向上に努める必要があります。

公共交通については、住民の交通手段として重要であり、今後住民のニーズに応じた路線バスの運行を見直す必要があります。

(3)住宅・生活環境の整備

新町においては、土地区画整理事業や土地改良事業に伴う非農用地区域の創設等により、宅地需要への対応や公営住宅の整備を推進してきました。

今後も住宅ニーズを踏まえた良好な住環境の確保に対応した宅地基盤の整備や若年層の定住や高齢者・障害者などの弱者に対応した機能の充実が求められています。

また、住民の交流や各種活動の拠点となる公園・広場については、地域のバランスを考慮するとともに、住民のニーズに対応した地域の特性を生かした拡充・整備が求められています。

(4) 上下水道の整備

上水道の整備は、日常生活に不可欠な水を供給する重要な施設であり、水の安定供給のための水資源の確保や老朽施設・設備器具等の改善が必要となっています。併せて、水に限られた資源であることを踏まえた節水対策が必要です。

下水道は、河川、海等の水質保全等を図るために重要な基盤であるため、今後は公共下水道事業、合併処理浄化槽設置事業、農業・漁業集落排水事業を地域の実情に応じて、バランスよく整備する必要があります。

(5) 地域安全・防災体制の整備

近年、高齢化の進展や町民の生活様式が多様化する中、町民の生命・身体・財産を守る消防・防災力の強化は重要な課題となっています。

防災については、都市の発展に応じた浸水対策が必要であるとともに、災害時の避難ルートや河川・海岸線の改修、緑地の確保等災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、救急活動の高度化にともない、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、今後は、消防・医療の連携による救命救急体制を強化することが必要となっています。

さらに、交通安全に対しては、交通安全施設の整備や意識啓発などを積極的に推進する必要があります。

防犯に対しては、防犯灯の設置や町民の防犯意識の啓発、多発する児童への犯罪に対しても地域主体の体制づくりとともに、訪問販売、電話勧誘販売等の一部にみられる強引な販売・勧誘商法等の消費者問題への対応が求められています。

(6) 情報通信基盤の整備

近年の情報通信技術（ＩＴ）の進歩はめざましく、インターネット等は、地域や家庭の様々な部分で普及し、町民の生活は大きく変わろうとしています。

新町においては、これからの高度情報化に対応するため、広報広聴の充実や生涯学習まちづくりに関する情報化などを図りながら、町民ニーズに合った情報提供システムの確立に努めていくことが求められています。

3 生活環境

(1) 循環型社会※

将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、循環型社会の重要性を、住民が認識する必要があります。

これまで粗大ごみの処理や分別排出体制等を行ってきましたが、新町においてもごみ処理量の減量に努める必要があります。

循環型社会※の形成が求められている中、ごみ処理については、今後とも効率的、計画的な分別収集の徹底とリサイクルを推進し、廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄防止対策にも取り組む必要があります。

また、悪臭については畜産関係の糞尿処理対策の強化等を進める必要があります。

地球温暖化に対しては、二酸化炭素削減のため、太陽光、太陽熱、バイオマス利用等の自然環境にやさしいエネルギーを地域において普及するとともに、省エネルギーへの取り組みが求められています。

※「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

(2) 自然環境の保全

住民生活に欠かせない水については、限りある水資源として、湧き水や河川の水質の保全、量の確保が求められており、自然環境への負荷が少ない開発、整備の取り組み等が求められています。

また、南部の森林地域は、動植物の生息環境を形成し、多様な自然を生み出す重要な機能や防風・防潮の緩衝機能等を有しているとともに、森林レクリエーションの機能強化も求められています。そのため、このような豊かな自然環境や生態系に配慮した自然にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然を教材とした環境教育や環境美化運動等の充実を図ることが求められています。

4 保健・福祉

(1) 健康づくり

近年、自分の健康は自分で守るという意識の高まりのなか、健康管理や健康づくりへの関心が高まっています。

生活全般にわたって、乳幼児からの健康管理を進めることが大切であり、町民の健康管理意識を啓発するとともに、保健指導体制を強化しながら、継続的・効果的な保健事業を推進することが重要になっています。

さらに、自主的な健康づくり活動を促進するため、健康づくりへの意識の醸成に努めながら、各施

設機能の拡充や施設間ネットワークの強化を図るとともに、リーダーの育成など人材の確保が必要です。

医療に関しては、今後も各医療機関との連携・協力のもと救急医療体制など効率的かつ迅速、適切な態勢の充実が求められています。

(2) 高齢者福祉

介護保険制度については、国における制度全般に基づく見直しの結果を踏まえ、適切なサービスが確保されるよう努める必要があります。

一方、介護保険制度以外のサービスについても、介護保険制度との統合性を図りながら、福祉サービスを充実させていく必要があります。また、ボランティアを始めとする民間の資源の活用や人材の確保、地域における福祉基盤整備や老人医療対策の充実も求められています。

また、高齢者の積極的な社会参加と高齢者自身の自立ができるよう、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策や生きがい対策を積極的に推進する必要があります。

(3) 児童福祉

少子化の中、就業と子育ての両立を図るための総合的な子育て支援をはじめ、地域の多様な保育ニーズに柔軟に対応していくための事業の推進とソフト、ハード両面にわたる受け入れ体制の充実、保護者に対する児童・育児相談事業の充実が求められています。

また、放課後児童の健全育成のため、地域による支援体制の強化など事業を拡大していくことが求められています。

さらに、地域全体で子育てを見守るという視点から、生活環境の整備や地域ネットワーク等の形成が求められています。

(4) 障害者福祉

障害者が地域社会の一員として安心して共に暮らせる共生社会を目指して、障害者の援護ニーズに的確に対応した障害者の在宅福祉サービスを充実させるとともに、関係機関と連携しながら障害者の働く場の確保や公共施設の改善および福祉教育の普及に努める必要があります。

(5) 地域福祉

あらゆる人の立場を理解し、地域住民がお互いに助け合い、安心した生活ができるまちにするという地域福祉の理念を踏まえて、住民が多様な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められています。

また、高齢者や障害者に配慮した公共事業の推進に努めるとともに、民間の施設や事業者に対して

も啓発・指導の強化が必要です。

母子・父子家庭等については、援護ニーズの把握に努めながら、関係機関との連携により支援体制の強化を図る必要があります。

5 教育・文化

(1) 就学前教育の充実

女性の社会進出、少子化の進展等の中、集団生活の中で豊かな体験と生きる力を育むため、多様なニーズに対応し、子どもたちの創造性・個別性を重視した幼稚園等での教育内容の充実など就学前教育の取り組みが必要です。

(2) 義務教育

義務教育は、いじめ、不登校など問題行動が社会問題となっている中、今後は、基礎的な知識や技能の習得・向上とともに、豊かな心を育む心の教育をはじめ、児童・生徒の可能性や個性を伸ばすことができるような教育やインターネット・パソコンの習熟などの情報化教育、さらには英語学習などを通じた国際理解教育の充実が求められています。

また、地域の特性を活かした特色ある教育活動を展開するとともに、家庭や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

(3) 生涯学習

住民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくために町民がいつでも自由に学習機会を選択して、学ぶことができる生涯学習社会づくりの推進が求められています。

また、学校施設は地域住民の学習財産という視点で、学校施設の利用促進を図るとともに、ボランティアや各種サークルの活動の場や地域リーダー、ボランティア養成など人材の育成・確保を図る必要があります。

(4) スポーツ・レクリエーション

すべての住民が健康で明るい生活を送るため、年齢や体力などに応じて生涯続けられるスポーツ活動を身近にできるように、ニュースポーツ、健康づくりなど多様なスポーツニーズに応えていく必要があります。

そのため、運動公園、体育館等既存のスポーツ施設の有効利用や学校教育施設の開放をはじめ、スポーツ指導者の育成や組織体制の確立を推進する必要があります。

(5)文化・芸術

余暇の拡大や生涯学習の定着等により文化活動に対する住民のニーズは増大しています。今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、施設・設備の充実を通して、文化・芸術鑑賞機会の充実強化を図るとともに、住民の主体的な文化・芸術活動を支援する必要があります。

また、長い歴史と伝統を有する新町には、数多くの歴史・文化資源が残されていますが、その調査・研究、保存が課題となっています。

今後は、このような歴史や祭りなどの伝統文化の活用や文化資源の保存などが求められています。

(6)交流

新町の一体感の醸成のためのイベントや祭り等を通じた地域内交流や国内交流拡大のための交通・情報基盤の整備並びに人材交流の場の提供等が課題となっています。

また、海外旅行やインターネットの普及による団体、個人単位での国際化が進んでいる状況においては、今後もこれまでの国際交流の蓄積をもとに、町民の国際意識の啓発を一層強化するとともに、交流組織の充実が必要となっています。

6 まちづくり

(1)住民協働のまちづくり

地方分権の推進等社会を取り巻く環境が大きく変化する中、住民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになってきました。行政が、このような住民のニーズに対応するためには、これまで以上に住民と行政が役割分担し、新たな社会システムの構築とボランティアやNPO※団体などの住民団体が活動しやすい環境づくりが求められています。

※NPOとは、Non Profit Organizationの略で一般に非営利組織と訳され、営利を目的としないで活動する民間団体の総称。特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、任意の市民活動団体及びボランティア団体を指す。

(2)男女共同参画社会の形成

憲法で「個人の尊重」や「法の下での平等」が謳われ、関連法令等が整備されるとともに、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画社会の形成が地方公共団体の責務と規定されました。

このため、性別等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、自分の意志であらゆる活動に参画できる機会が確保され、その能力や個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進していく必要があります。

(3) コミュニティ※の形成

コミュニティは、住民の地域活動の拠点であるとともに、地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で最も重要な役割を担うものであり、その活性化のためには公民館等の活動施設の充実及びコミュニティ形成の中心となる人材の育成や住民が主体的に参加できる活動体制づくりが必要です。

※「コミュニティ」＝居住地や関心を共にすることで営まれる地域社会・共同体

7 行財政基盤

(1) 効率的な行政組織

住民参画による協働のまちづくりを推進していくためには、行政に関する情報を町民に的確に提供するとともに、広く住民の声を集めることが不可欠となっています。

今後は、住民が自ら考え、自ら行動できるように、情報開示や説明責任を明確にする必要があります。

また、多様化・高度化する町民ニーズに対応するためには、情報化等による行政事務の合理化・効率化を図り、わかりやすい行政運営のための行政機構の構築が求められています。

行政事務の合理化・効率化については、むだをなくす取り組み、職員数の削減を含めた適正な配置などがとくに重要な課題となっています。

(2) 財政運営の効率化

近年の地方交付税の減額などにより新町の財政は非常に厳しい状況におかれています。

今後は課税、納税体制の一層の充実強化を図るなど自主財源の安定的な確保とともに、依存財源については、国・県の補助制度の効果的、計画的な活用が必要です。

また併せて、業務の民間委託などによる行政コストの削減努力なども進める必要があります。

1 新町の将来像

(1) まちの将来像

先の合併の必要性や主要課題に示されたように、新町においては、より広域での取り組みを迫られる環境問題、さらに少子高齢社会への対応、地方分権の進展、長期債務の増加など厳しい地方財政の状況の中で真に自立した自治体になることが求められています。

また、近年の住民意識の変化から、従来の価値観とは違う新しい豊かさが求められており、地域に住む人々が誇りを持ち、安心と生きがいを実感できる質の高い生活を実現できるような活力と個性あふれる住民参画のまちづくりの推進が重要となっています。

さらに、自然との共生や安心・安全の確保を求め、地域経済の活性化に期待し、健全な行財政基盤の確立が求められています。

これまで両町村は、南部広域市町村圏等の広域行政においては、恵まれた自然環境や農業等の生産資源を背景として「平和」「自然との共生」「自立」等をキーワードとし広域的なまちづくりに取り組んできました。

両町村の総合計画でも、将来像、基本目標等の表現方法やキーワードは異なるものの、その目指す方向性はほぼ同様です。

そこには、先人が培ってきた歴史・教育・文化に誇りを持ち、活力ある産業に支えられ、住民一人ひとりがいきいきと元気に暮らし、水と緑にあふれた豊かな自然と共生し、ここに生まれ育って良かったと誰もが実感できるまちが掲げられています。

新町においても、両町村が共通して進めてきたこのような基本方向を踏襲するとともに、地方分権時代の牽引役として自己決定・自己責任のもと住民と行政による協働のまちづくりや、男女共同参画社会形成という新しい課題を踏まえ、地域の個性を活かした均衡ある発展に配慮しつつ、交流連携の強化を図る必要があります。

このように新町が自立したひとつのまちとして、地域の特性を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを進め、住民が新町に対する誇りや自信を持てるまちを目指すため、新町建設のまちの将来像を次のとおり設定します。

**大地の活力とうまんちゅの魂が
創り出す自然共生の清らまち**

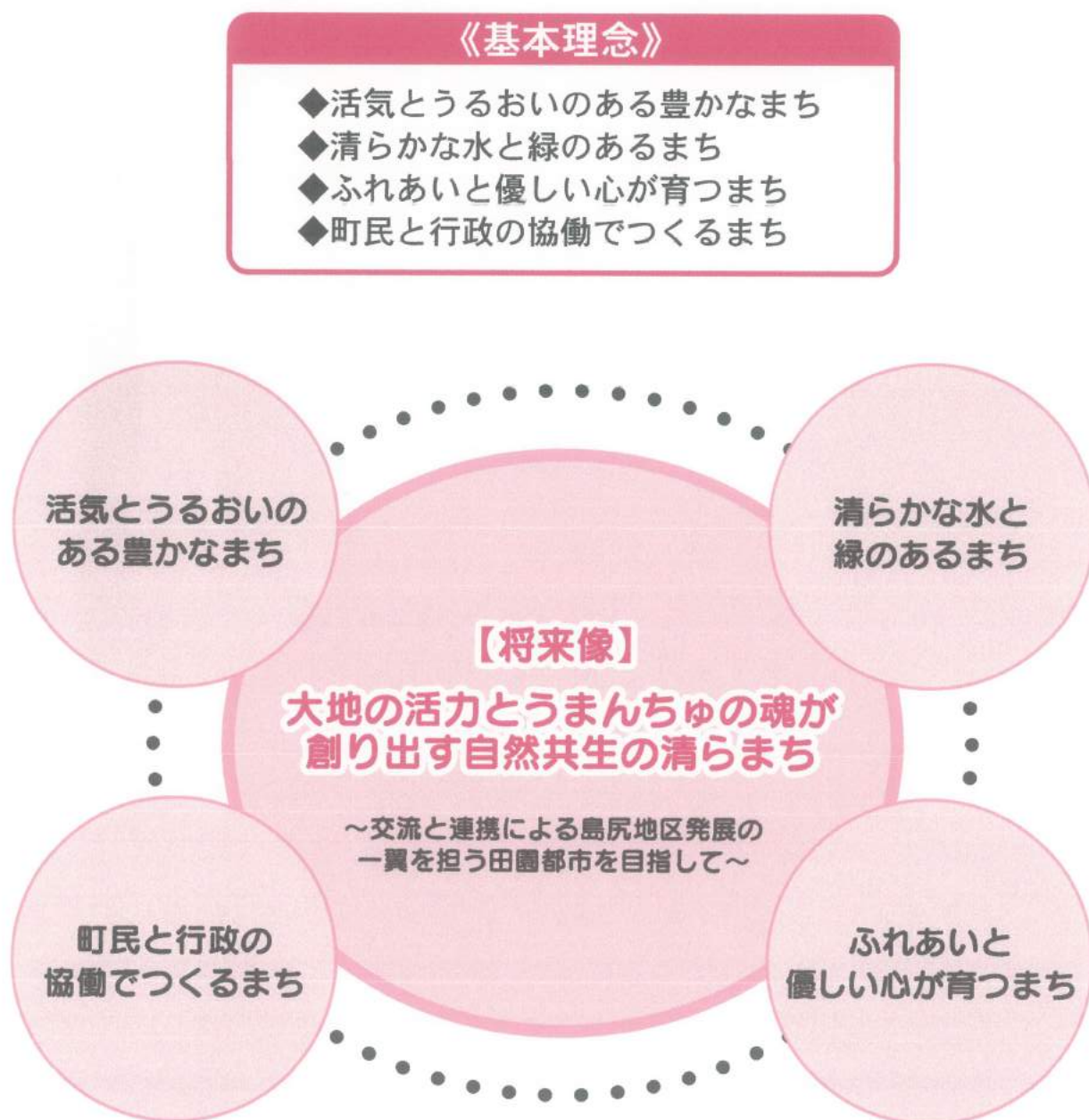
～交流と連携による島尻地区発展の一翼を担う田園都市を目指して～

(2) 基本理念

両町村の基本的なまちづくりの方向性については、その表現は異なるものの「活力とうるおいのあるまち」「清らかな水と緑」「ふれあいと優しい心」に集約することができます。

新町においてもその理念は継続されるとともに、この理念の下にこれまで培ってきた地域への愛着を持ち、真に誇りの持てるまちを創造することが必要となります。

住民誰もが暮らしてよかったと実感でき、人々がいきいきと元気に暮らし、まちが輝くため、まず“**活力とうるおいのある豊かなまち**”づくりを進め、“**清らかな水と緑のあるまち**”の中で、私たちの子どもたちに誇りを持って残せる“**ふれあいと優しい心が育つまち**”にあふれた地域社会を形成すると同時に、住民一人ひとりが参画し、行政と相互に連携する“**町民と行政の協働でつくるまち**”をまちの将来像実現のための基本理念として掲げます。



2 新町建設の基本方針

(1) 新町建設の7つの基本方針

まちの将来像とそれを実現するための基本理念に基づいたまちづくりを目指すため、新町のまちづくりの基本方針を次のように設定します。



(2) まちづくりの基本方向

① 魅力と活力を創出する産業のまちづくり(産業の振興)

まちが活性化するためには、時代の変化に対応した産業を創出し、就業の場や生活・文化の基盤を確保することが不可欠です。

農業においては、将来にわたって基幹産業として位置づけ、農業生産基盤の整備による優良農地の確保や農作業の効率化、農家の組織化、後継者や担い手の確保・育成を図るとともに、環境保全型農業※の確立を行い、消費者に直結した地産地消や新鮮で高品質な農産物の生産地機能の強化を推進します。

水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤の整備に努め、計画的に獲る資源管理型漁業※の安定した沿岸漁業を推進します。さらに後継者の確保・育成を図り、水産業の活性化を推進します。

商工業については、島尻地区の中央に位置することから、消費者の多様なニーズに対応した都市基盤の形成と連動した商業施設・業務施設の誘致・育成を図るとともに、農業等他産業との交流・連携を通じた地場産品の開発や天然ガスの活用等による新規産業の創出と若年者の就業機会の確保を推進します。

観光・レクリエーションについては、島尻地区の主要観光ルートの通過地点という立地特性を活かして、観光資源の線的、面的なネットワーク化を推進するとともに、農業などの生産分野や地域の歴史・文化資源を活用した多様な体験・滞在・交流型の観光の育成を図ります。

また、既存の宿泊・娯楽レクリエーション施設における集客力を活かし、町内の産業の創出等多様な分野における波及効果の展開を図ります。



※「環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。

※「資源管理型漁業」とは、漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

② 調和のとれたうるおいのある安全・安心のまちづくり(都市基盤・生活基盤の整備)

適正な土地利用の推進を図るとともに、安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備、さらには個性ある都市景観の形成等を通して、田園環境と調和した魅力と活気あふれる市街地の整備

に努めます。

集落については、先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、住民の多様なニーズ等に対応した安全で快適な生活環境の総合的な整備に努めます。

道路については、新町の広域的な骨格となる那覇空港自動車道の早期完成の促進、国・県道等、住民や観光客などの交通利便性を高める生活道路の整備とネットワーク化を推進するとともに、安全で快適な道路環境の整備を推進します。また、住民ニーズに対応した公共交通機関の拡充を図ります。

住宅については、自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発や協定づくり※などの諸活動を展開するとともに、公園・緑地については河川など自然資源を活かした公園や市街地緑地の整備に努めます。

さらに、河川や海の水質を悪化させないための生活排水の処理をはじめ、自然環境に配慮した下水道の整備など都市基盤の充実を図るとともに、住民の生命・財産を災害や事故から守るため、防災意識の向上、的確かつ効率的な活動が展開できる消防・防災組織体制および救命救急体制の整備、強化、地域開発の動向に対応した防災機能の整備を図ります。関係団体と連携を図りながら、交通安全や防犯などの地域安全対策を推進します。

また、高度情報通信ネットワークの形成など高速情報基盤の整備、人材の育成や住民ニーズに合った情報化を推進します。

※「協定づくり」住民の合意のもとで策定される建物等に関する協定づくり(建築協定)



③ 自然と人が共生する環境にやさしいまちづくり(環境の保全と活用)

近年、地球温暖化等地球規模の環境問題、ダイオキシン等有害化学物質による環境汚染、廃棄物の不法投棄等環境を取り巻く状況は複雑多様化し、地球規模での環境保全が強く求められており、自然環境にやさしい循環型社会※の形成は重要となっています。

ごみ問題に対しては、限りある資源を大事にするまちづくりを目指し、ごみ発生抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進するとともに、適正な分別収集・処理に努めます。併せて、廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化に努めます。

また、悪臭などの公害問題については関係機関と連携した対策に取り組みます。

さらに、住民、行政が一体となって一人ひとりの環境美化意識や環境保全意識の高揚を図ります。

地球環境に影響を及ぼす温暖化に対しては、最大の原因である二酸化炭素の排出削減のための太陽光発電など自然環境にやさしいエネルギーの利用や省エネルギーの普及・促進に努めます。

また、新町の貴重な自然資源である森林、湧き水、河川、海などの水質の保全や生態系の保全・育成を図るとともに環境教育を推進し、生物生息・生育空間の保全、自然景観等に配慮したまちづくりを推進します。

※「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。



④人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり(保健・医療・福祉の充実)

保健・医療については、子どもから高齢者まですべての人々が、いかに安全で安心して暮らせるかという地域保健・医療の基本を踏まえ、関係機関の協力のもとで地域医療・保健体制の強化等を通して、心とからだの健康づくりを推進します。

併せて、老人医療対策の充実などを含め生涯にわたる疾病予防、治療、健康増進までの総合的な保健・医療システムの確立等に努めます。

福祉については、誰もが健康で生きがいを感じ、高齢者や障害者などの当事者の立場・視点から考えた施策や体制づくりを推進します。

とくに高齢者に対しては、施設・在宅福祉サービスの充実を図るとともに、雇用の促進や生きがいづくりのため、豊かな知識・技術・経験が活かせる環境づくりの推進を図ります。

また、少子化や核家族化が進行する中にあるのは、子どもを安心して産み、のびのびと育てられるための各種の子育て支援施策の充実や生活環境等の整備に努めます。

さらに、母子・父子福祉については、相談・支援体制の強化とともに、制度の普及、効果的な運用を図ります。

障害者福祉については、在宅福祉サービスなどの充実とともに、就業の場の確保など社会的支援を充実するとともに、公共施設におけるバリアフリー化などを推進します。

また、住民が支え合いボランティア等に自ら参加していく姿勢を基本として、「すべての人が支え合う」という理念のもとで、地域、住民、行政が協働する地域福祉の推進を図ります。

⑤夢と未来を開く心豊かなまちづくり(教育・文化の充実)

次代を担う子どもたちの心と体をいきいきと育み、夢と未来を開く心豊かな人を育てるために、教育や文化活動は極めて重要な役割を担っています。

就学前教育では、次世代育成の視点から保護者との連携を図り、創造性・個性を重視した就学前教育を推進します。

学校教育では、人間尊重の立場に立って、健やかな心と体、豊かな知性を備え、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成をめざすとともに、教育的・文化的風土の醸成に努め、基礎・基本を重視した授業、学力向上に資する授業、さらには、生きる力を育む情報化教育、国際理解教育など多様な学校教育の推進を図ります。

また、地域社会に開かれた学校を目指すとともに、児童生徒が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう学校施設の環境整備の充実に努めます。

生涯学習では、学習機会の充実や学習情報の積極的な提供に努め、すべての人が生きがいを身近に感じるような学習環境の整備を推進します。また、地域交流や世代間交流を推進し、家庭・学校・地域の連携で進めるこころ豊かな人づくりや青少年の健全育成に努めます。

また、すべての人がそれぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努め、豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

文化・芸術では、住民参画による多様な文化・芸術の企画・実施に努め、質の高い文化・芸術にふれあう機会を創ります。さらに、文化活動にかかわる人たちの団体や人材育成を支援し、地域文化の向上を目指します。

また、両町村が育んできた伝統文化を次の世代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な足跡である歴史遺産や文化財の保存・活用に努めます。

新町としての一体感を図るため、各地域がもつ優れた祭りやイベント・行事などを新町のものとして継承するとともに、それらを通して地域間交流の推進を図ります。また、将来にわたる国内・国際交流の進展を踏まえ、地域特性を活かした交流の活性化による対外的に開かれたまちづくりを推進します。



⑥個性ある住民主役の協働のまちづくり（男女共同・住民参画の推進）

少子高齢社会の到来、高度情報化や国際化の進展、厳しい経済情勢等の変化の中で、中央集権体制から地方分権の住民参加型社会へと国と地方・行政と住民の新たな関係の構築が求められています。地方分権の推進は、地方自治体の自主性・自立性を高めていくことであり、住民と行政が役割と責任を明確にしながら協働社会の実現に努めなければなりません。

そのためには、行政情報を住民と共有し、住民の権利が尊重される公平なまちづくりを進め、住民と行政のパートナーシップ（協力関係）の確立を推進します。

また、男女が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりのため、あらゆる分野において、積極的改善措置を含む男女共同参画社会を形成するための施策を推進します。

さらに、合併にあたっては、住民の地域社会への愛着と連帯意識に支えられたコミュニティの醸成がますます重要になります。住民が誇りを持ち自ら考え自ら行動できる、住民一人ひとりが主役になれるまちづくりを推進します。

⑦効率的な行財政基盤を確立するまちづくり（効率的な行財政の運営）

多様化、高度化する住民ニーズに適切に対応するため、明確で効率的な行政組織の見直しや情報化などを推進し、財政基盤の安定したまちづくりを目指します。

行政組織の横断的な連携強化とともに、職員の資質の向上や能力開発のための研修、専門職員の配置を行うことにより、質の高いサービスなど効率的な行政執行体制づくりを推進します。

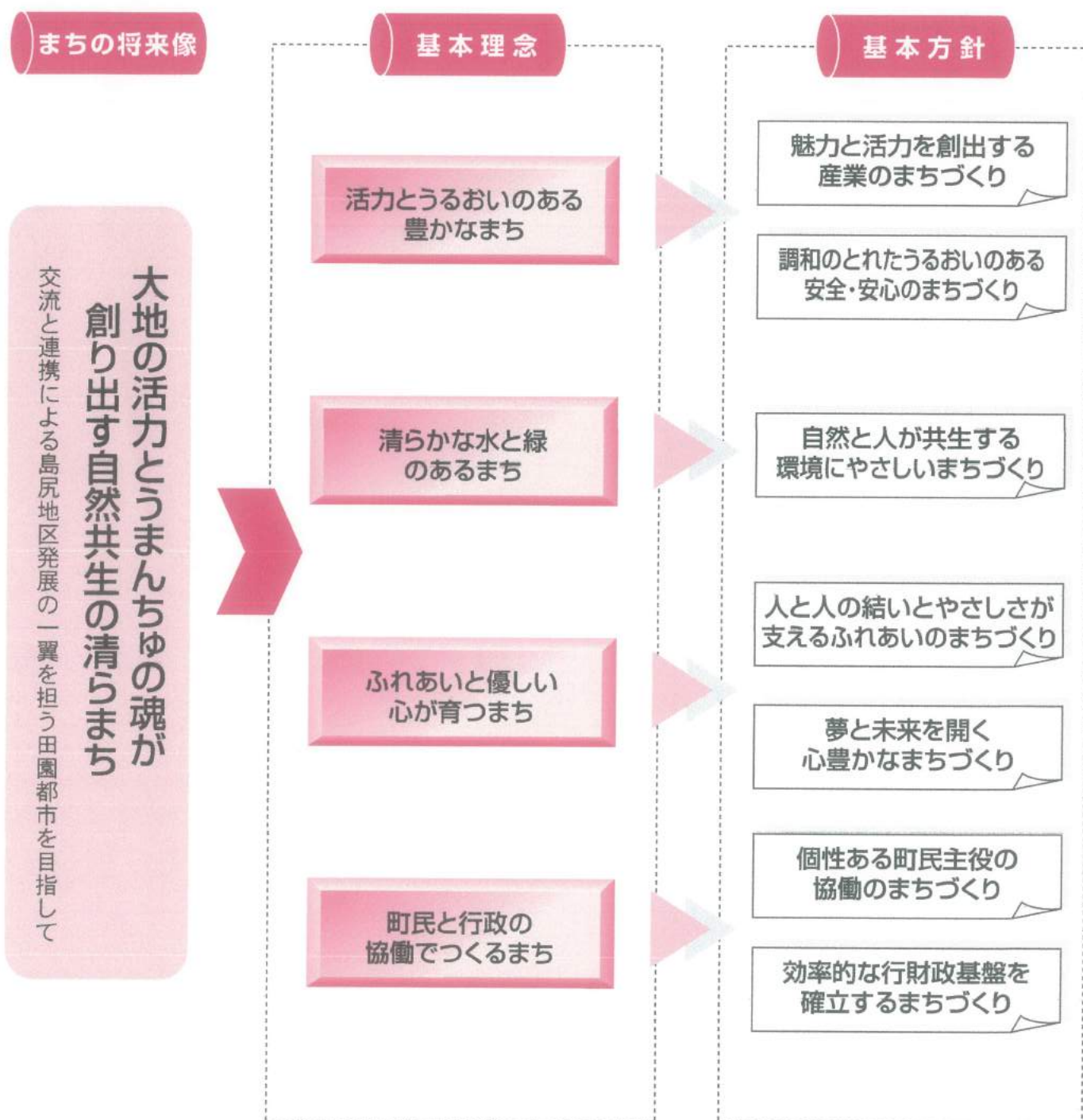
また、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応するため事業評価手法を導入し、事務事業の有効性や効果の評価を通して効率的な行財政運営に努めます。

さらに、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。



1 施策の体系

新町のまちの将来像である「大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す自然共生の清らまち」を実現し、新町の速やかな一体性を図るために7つのまちづくりの基本方針に基づき、次のような施策展開を図ります。



施策方向

- ・農業の振興
- ・水産業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の振興

- ・市街地及び集落整備
- ・交通体系の整備
- ・住宅・生活環境の整備
- ・上下水道の整備
- ・地域安全・防災体制の整備
- ・情報通信基盤の整備

- ・循環型社会の構築
- ・自然環境の保全

- ・健康づくりの推進
- ・高齢者福祉の充実
- ・子育て支援
- ・障害者福祉の充実
- ・地域福祉の推進

- ・就学前教育の充実
- ・学校教育の充実
- ・平和教育の推進
- ・生涯教育・社会教育の充実
- ・スポーツの振興
- ・文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承
- ・交流と連携の推進

- ・町民協働のまちづくりの推進
- ・男女共同参画社会の形成
- ・コミュニティの形成

- ・効率的な行政組織
- ・財政運営の効率化

重点プロジェクト

活力ある産業の連携が
支えるまちづくり
プロジェクト

人と自然が共生する
まちづくり
プロジェクト

豊かな生活と文化が融合
した住みよいまちづくり
プロジェクト

夢と生きがいのある人を
育てるまちづくり
プロジェクト

2 分野別施策・主要事業

まちの将来像の実現に向けた施策として、基本方針ごとの施策の基本方針と主要事業等を整理し、計画的な事業の推進を図ります。

(1) 魅力と活力を創出する産業のまちづくり(産業の振興)

① 農業の振興

【施策方向】

- 生産性の高い農業をめざし、農業用水の確保やほ場整備等の基盤整備とともに、農用地の高度利用を図ります。
- 地域の基幹産業としての持続発展への活性化を図ります。
- サトウキビ・野菜・花卉・亜熱帯果樹・畜産等に加え、バイオ技術や付加価値の高い農畜産物の導入を図り、有機農業を中心とする循環型の環境保全型農業を構築します。
- 都市近郊として消費者に直結した、新鮮、高品質な農産物の生産機能を高めるとともに、安全で安心な農産物の供給体制づくりを図ります。
- 流通機構の強化や情報網を駆使し、地域農産物市場の拡大を図るとともに、食品産業に対する原料供給や自らの加工食品の開発など新たな取り組みを促進していきます。
- 担い手の育成・確保並びにより多くの事業者が参入できる多様な経営体の育成を図り、農業に活力と雇用の場の創出を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
生産基盤整備事業	・農道の整備、ほ場の整備、農業用水の確保 等
環境保全型農業振興事業	・農業(畜産)廃棄物のリサイクルの強化、生ゴミ等の堆肥化システムの強化、有機農業の推進 等
ブランド化促進事業	・特産品の研究・開発支援、流通・販売体制の強化等
担い手育成事業	・健全な農業経営体、認定農業者の育成・支援 等

② 水産業の振興

【施策方向】

- 水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤整備に努め、安定した沿岸漁業を支援します。
- 「獲る」から「育てる」漁業への転換が必要であり、新町の貴重な水産資源を活用し、市場と結びついた資源管理型の漁業経営を推進します。
- 後継者の確保、育成を図り水産業の活性化を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
生産基盤整備事業	・大型定置網設置事業 等
資源管理型水産業の振興	・市場と結びついた水産業経営 等
ブランド化促進事業	・特産品の研究・開発支援、流通・販売体制の強化等
担い手育成事業	・健全な水産業経営体の育成・支援 等

③ 商工業の振興

【施策方向】

- 地域住民の日常的な消費需要及び高齢社会に対応した近隣型商業サービス業の立地を促進します。
- 商業施設、業務施設の誘致・育成を図ります。
- 農水産業等と連携した地場製品の開発、付加価値の高い商品開発を積極的に推進するとともに、観光産業などとの連携による販路拡大を図ります。
- 地域資源を活かした新たな産業の創出など新しい事業や企業が育つ魅力あるまちづくりを促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
中小企業育成事業	・商工会の育成強化、支援制度の充実 等
事業者の自発的な活動支援事業	・商工業振興計画の策定 ・情報通信産業等の誘致促進 等

④ 観光の振興

【施策方向】

- 海・田園・河川、丘陵地などの自然、歴史文化、伝統芸能、農水産業、伝統工芸など地域資源を活かした体験・滞在・交流型観光(ツーリズム)の展開を進めます。
- 観光資源の新たな掘り起こし、観光メニュー(ソフト・プログラム)の開発を図るとともに、観光資源・施設のネットワーク化を図ります。
- 観光資源に係わる知識を豊富に有する人材を育成・活用するとともに、地域情報の発信等に努め、観光PRの強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
体験滞在・交流事業	・体験滞在交流促進事業 等
観光施設整備事業	・観光拠点施設の整備 ・天然ガス・温泉等利活用事業 等
観光推進事業	・情報発信、観光・スポーツイベントの誘致 等

(2) 調和のとれたうるおいのある安全・安心のまちづくり(都市基盤・生活基盤の整備)

① 市街地及び集落整備

【施策方向】

- 関係機関との連携のもと、新町の一体性の確立と新町全体の均衡ある発展のため、国土利用計画等を策定し、計画的な土地の利活用を通して、快適で魅力ある都市基盤の整備など総合的なまちづくりを推進します。
- 市街地等については、公的施設や商業・業務施設等の集積を図るとともに、道路・公園・下水道等の都市施設の計画的な整備を図り、自然と共生した都市景観や道路のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを推進します。
- 集落地については、地域コミュニティの育成と一体となって、住民の自主的な協働による集落の生活環境整備の取り組みを支援します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
国土利用計画等策定事業	・国土利用計画策定事業、都市計画マスタープラン策定事業 等
市街地整備事業	・土地区画整理事業、街路事業 等
集落地域整備事業	・田園居住区整備事業、地方改善施設整備事業 ・村づくり交付金事業(集落地域整備) ・漁港漁村総合整備事業 等

② 交通体系の整備

【施策方向】

- 国、県等との連携のもと道路拡幅等による交通渋滞解消をはじめ、住民の多様な活動を支える利便性の高い道路ネットワークづくりを図ります。
- 人が安心して歩くことができる歩行者空間を確保するとともに、地域の景観や歴史・文化的資源を活かした個性ある道づくりを進めます。
- 住民の交通の利便性を図るとともに、地域内をつなぐ公共交通網機能の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
広域道路網整備事業	・国道、県道等の幹線道路の整備促進 等
地域内幹線道路整備事業	・道路(旧町村道等)整備・改良 等

③ 住宅・生活環境の整備

【施策方向】

- 土地区画整理事業等を通して計画的な宅地基盤の整備や高齢者・障害者等に対応した、ユニバーサルデザインを考慮した住環境の確保に努めます。
- 地域の自然環境をいかした住民の交流・レクリエーション活動や健康づくりの場となる公園を

整備します。

- 住宅地・集落地周辺については、子どもたちなど地域住民が身近に利用できる公園を整備するとともに、地域防災に資する多様な機能を適切に配置します。
- 河川、わき水、海岸を活かし、水生植物などの水辺環境の再生とともに、住民の憩いの場となる親水空間づくりを進めます。
- 住民の意見・意向を取り入れた公園・緑地の利用を図るため、地域住民が主体的に参画できるよう、地域と行政が協働で身近な公園・緑地の維持管理に努めます。また、それらの住民活動を支援します。
- 住民ニーズに対応した斎場（火葬場）及び墓地の広域的課題について検討します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
住環境整備事業	・土地区画整理事業、街路事業 等
公園・広場整備事業	・公園・広場等の整備 等
親水空間整備事業	・海岸、河川等の親水空間の整備 等 ・水辺動植物の学習・ふれあいの場づくり 等
公園・緑地の保守・管理事業	・公園の維持管理等
火葬場及び墓地整備事業	・火葬場及び墓地の整備 等

④ 上下水道の整備

【施策方向】

- 上水道については、計画的に、既存水源の改修並びに新しい水源の確保及び施設・設備の改修・更新事業を推進します。
- 町民に対する節水意識向上のための啓発に努めます。
- 健全な財政計画と連動した下水道整備計画に基づく、公共下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水による効率的、計画的な推進を図るとともに、地域の実情に応じた事業を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
上水道整備事業	・上水道の整備 等
生活排水処理施設整備事業	・公共下水道の促進、合併処理浄化槽設置の支援、 農業集落排水の整備、漁業集落排水の整備 等

⑤ 地域安全・防災体制の整備

【施策方向】

- 地域防災計画の推進を図るとともに、町民の防災意識の向上、自主防災組織の充実など地域主体の防災体制の確立を推進します。
- 救急・救助需要の多様化に対応するため、設備の充実強化、救急救命士の育成、医療機関との連携強化に努め、救命救急体制の充実を推進します。
- 交通安全については、交通安全施設の点検・整備を推進するとともに、交通安全教育の強化、交通

モラルの向上を図ります。

- 防犯については、犯罪のない健全なコミュニティを形成するため、コミュニティ内の交流活動を深めるとともに、地域での防犯活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
地域防災体制づくり事業	・地域防災体制づくりの推進 等
地域防災対策事業	・基盤整備事業 等
交通安全対策事業	・交通安全施設の整備 ・交通安全組織の支援、強化 等
防犯対策事業	・防犯対策の支援強化 等

⑥ 情報通信基盤の整備

【施策方向】

- 消費生活・安全・環境・教育・福祉など行政関係の各種生活関連情報の発信・提供に資する情報ネットワークの構築や拠点施設の確保を図ります。
- 道路情報・観光案内・福祉サービス・人材情報の共有化など質の高い地域情報ネットワークの整備を図ります。
- 行政事務の効率化、行政サービスの充実を図るため、本庁舎と支所間の情報基盤整備を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
情報基盤整備事業	・本庁舎と支所間の業務ネットワークシステムの拡充 ・通信情報機器整備事業 ・地域公共ネットワーク事業 ・電子自治体の構築 ・OA推進対策事業 ・戸籍電算化事業 等

(3) 自然と人が共生する環境にやさしいまちづくり(環境の保全と活用)

① 循環型社会の構築

【施策方向】

- 地域の豊かな自然景観の保全・創出や公共施設、史跡・文化財、沿道などの景観美化を図り、地域の個性を活かした美しいまちづくりを進めます。
- ごみ処理・収集計画に基づくごみの分別収集の徹底と収集システムの充実を図るとともに、効率的、計画的な処理体制の構築を促進します。
- 住民へのリサイクルに対する意識啓発活動等も併せて、循環型社会の形成を推進します。さらに、不法投棄防止対策を推進します。
- 地球温暖化防止対策として環境への負荷の少ない省資源・省エネルギー推進のための諸施策を展開し、良好な環境の保全を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
美しいまちづくり活動推進事業	・環境、地域美化活動の推進 等
ごみ・廃棄物処理体制強化事業	・広域的なごみ処理体制の充実 ・不法投棄防止活動の推進 ・ごみの減量化、資源化の推進(リサイクル活動の支援) 等
新エネルギー活用等事業	・新エネルギー、省エネルギーの推進 等

② 自然環境の保全

【施策方向】

- 本地域の貴重な資源である緑豊かな丘陵地、農地、河川、海など、自然環境の保全と回復に向けた取り組みを進めるとともに、無秩序な開発を防止し、環境保全に努めます。
- 恵まれた自然環境を活かし、環境学習などの取り組みにより、生態系への理解を深め、環境にやさしい暮らしの志向など自然保護意識の高揚を高めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容
自然緑地保全事業	・多自然型河川の整備 海岸線の整備 ・貴重な自然緑地、史跡、文化財等の保全 ・自然環境保護の法的整備 ・自然緑地における動植物等の調査 等
水質保全対策事業	・水質保全対策の推進 等
環境保全意識の普及・啓発事業	・環境学習の推進 ・不法投棄対策の推進 等

(4) 人と人の結いとやさしさが支えるふれあいのまちづくり(保健・医療・福祉の充実)

① 健康づくりの推進

【施策方向】

- 日常生活における健康づくり等に対する関心の高まりを踏まえた支援を推進するため、継続的・効果的な保健事業を推進するとともに、既存施設の機能充実・ネットワーク化を図るとともに、総合的な健康づくり・ふれあいの場づくりとしての環境整備を図ります。
- 子どもを安心して産み育てるために、妊産婦、新生児訪問の充実、予防接種体制の充実を図ります。
- 救急医療体制など効率的、適切な医療体制への取り組みを促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
健康づくり推進事業 (検診・予防対策事業)	・地域保健計画の策定 ・健康づくり施設の機能充実、ネットワーク化 ・各種健康づくり事業の充実支援、予防対策の充実 ・母子保健事業の推進 等

② 高齢者福祉の充実

【施策方向】

- 介護保険事業計画に基づく事業の実施を推進し、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活支援のための各種サービスの充実を図ります。
- 一人暮らし高齢者と地域住民とのふれあいの場を創出し地域との交流を推進するとともに、認知症の高齢者の権利擁護に努めます。
- 高齢者福祉を支えるボランティア等の支援組織及び人材の育成を図ります。
- 地域の歴史・文化、伝統や子育て、生活の知恵などに対する高齢者の意欲・知識を活かすとともに、高齢者の生きがいづくりを行う上で、自主的な生涯学習活動の育成支援やシルバー人材の活用、世代を越えた交流機会の創出をはじめ、健康の保持増進策の拡充等によって社会参加を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
高齢者福祉サービス事業	・介護予防事業の充実(ミニデイサービス) ・在宅介護支援体制の強化(在宅介護支援センターの連携) ・在宅福祉サービス事業、緊急通報装置設置事業 等
生きがいづくり・社会参加支援事業	・シルバー人材の活用、老人クラブなどの組織活動の育成支援、生きがい創出事業の充実 等

③ 子育て支援

【施策方向】

- 児童がすこやかに育つように、保育所の計画的な整備を進めるとともに、身近で安全に遊べる児童館・児童遊園・ちびっこ広場等の整備充実を図ります。
- 相談窓口の設置、延長保育の導入などの各種子育て支援、サービス体制の充実を図ります。
- 地域と家庭、学校との連携によって、地域全体で子育てを支える環境・体制づくりを図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
保育・子育て支援施設整備事業	・保育所、児童館等の整備・修繕・運営 等
子育て支援体制強化事業	・次世代育成支援対策行動計画の推進 ・一時保育、延長保育等、保育サービスの充実 等
地域主体の子育て支援事業	・ボランティア組織等の育成活動支援 等

④ 障害者福祉の充実

【施策方向】

- 日常生活の援助を行うことによって、障害者が住み慣れた家・地域で、自立した生活ができるよう支援を図ります。
- 障害があっても自分の個性や能力を発揮しながら自立した生活を送るための社会的支援の充実を図るとともに、社会参加を促進し、障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりを図ります。また、障害者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動、就労の場の確保に向けた支援強化を進めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容
社会参加促進事業	・障害者(児)福祉計画の策定 ・バリアフリー化の推進
生活支援・介護事業 (障害者支援体制強化事業)	・在宅福祉推進事業 ・支援制度の充実(ボランティアの育成・交流事業・機能訓練・相談事業) ・障害者授産施設の支援 等

⑤ 地域福祉の推進

【施策方向】

- 高齢者、障害者の社会参加を支援するボランティア等の人材や組織を育成・支援し住民活動等を促すことによって、住民参加による地域ぐるみでの福祉機能の向上を図ります。
- 住民の多様なニーズに対応した地域福祉を推進するため、行政、福祉・保健施設、医療機関、地域などのネットワーク化を図ることによって、福祉サービス提供体制の充実強化を図ります。
- 母子(父子)家庭などの生活の安定と自立のために、相談指導体制を強化し、子育て支援や生活支援等の自立支援策の拡充を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
地域福祉推進事業	・地域福祉計画の策定 ・地域福祉組織の充実、支援(社会福祉協議会・ボランティア団体等) ・ユニバーサルデザイン化の推進 ・世代間交流の推進 等
母子・父子福祉事業	・支援制度の充実 等

(5) 夢と未来を開く心豊かなまちづくり(教育・文化の充実)

① 就学前教育の充実

【施策方向】

- 次世代育成の視点から、就学前教育に関わる幼稚園、保育所、小学校、家庭、地域などとの連携を強化し、創造性・個性を重視した就学前教育の充実に努めるとともに、就園機会の拡充を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
子育て支援事業	・預かり保育事業 等
幼稚園施設整備事業	・幼稚園の校舎の改修・改築、環境施設の整備 等

② 学校教育の充実

【施策方向】

- 地域の人材を活用して、地域の文化、伝統を学ぶことのできる機会の充実や豊かな自然環境を活用した多様な体験学習、福祉(ボランティア)教育、情報通信基盤を活用した情報教育、ALT(外国語指導助手)を活用した国際理解教育など、総合的な学習の時間の充実を図ります。
- 集団生活の中で豊かな体験と生きる力※を育むため子どもひとり一人の能力、適性などに応じた教育の充実を図ります。
- 多様な教育、学習需要や複合的な機能の要請を踏まえた学校施設の計画的な整備・充実を図ります。
- 家庭、学校、地域が一体となった教育体制のもとで“まちの教育力”を高め、ゆとりと潤いのある教育環境づくりを進めます。
- 高次教育機関等の誘致を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
義務教育の充実	・小中学校の適正配置の検討 ・多様な学校教育の推進 等
学校教育施設整備事業	・小中学校の校舎の改修・改築、環境施設の整備 等
個性と創造性を育む学習システムの導入事業	・教育用イントラネット事業、情報化学習の推進 等

※ 生きる力とは自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力のこと。

③ 平和教育の推進

【施策方向】

- 平和を愛し、平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
平和事業	・慰霊の日関連事業、戦争遺跡整備事業 等
平和教育推進事業	・講演会、映写会等の開催 等

④ 生涯教育・社会教育の充実

【施策方向】

- 高まる住民の学習ニーズに対応するため、生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも楽しく学ぶことのできる生涯学習の活動拠点の整備・充実及び施設のネットワーク化を推進します。また、学習活動を効率的に展開するため、リーダーの育成と研修を進め、学習機会と情報提供の拡充を図ります。
- 次代を担う青少年が、地域のなかで社会性を身につけ、心身ともに健全な成長を育む環境づくりを進めます。地域が一体となり、青少年活動の活性化や環境の浄化などを進めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容
生涯学習施設連携強化事業	・住民への学習機会の提供、学校施設開放 等
社会教育充実事業	・青少年人材育成交流事業 ・子ども会、青年会、婦人会、老人会等住民団体の育成支援 等
社会教育施設整備事業	・図書館等の整備 等

⑤ スポーツの振興

【施策方向】

- 住民のスポーツ活動を支援するため、既存施設の機能強化とネットワーク化による有効利用を進めます。また、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、だれもが楽しめるスポーツの機会の創出を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
スポーツ・イベント事業	・生涯スポーツ社会の推進 ・各種スポーツ教室・大会の開催 等

⑥ 文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承

【施策方向】

- 文化芸術活動の拠点となる施設の整備・充実を図るとともに、活動の場や発表の機会を拡充し、文化団体、文化活動の支援を推進します。特に、若い人達が地域の歴史・文化を学び継承していくための活動組織の育成を図ります。
- 地域特性あふれる祭りなどの文化的イベントへの支援を推進するとともに、新しいまちの住民として一体感を醸成する新しいイベント・行事を創出します。

- 後継者の育成などにより、地域に、人々に愛され守られてきた郷土芸能・伝統行事の保存継承の支援を推進します。
- まちづくりへの歴史的資源の積極的な活用を図り、新町の歴史や文化についての理解を深めます。また、貴重な足跡である歴史資産や文化財の修復、保存環境の整備を図り後世に伝えます。

【主要事業】

事業名	事業の内容
文化施設整備事業	・資料館等の整備 等
芸術・文化活動支援事業	・旧町村史の編集、文化活動の支援 等
伝統文化・芸能保存事業	・指定文化財の維持・管理、発掘調査 ・伝統芸能保存 等

⑦ 交流と連携の推進

【施策方向】

- 魅力あるイベントや祭りを開催し、住民相互の交流活動を活かしたまちづくりを推進します。また、新町の内外に向けた情報発信を行い、広域的な交流や連携を図ります。
- 地域と地域の交流を通じて互いに自立、発展し、地域特性を活かした姉妹都市、友好都市の交流を推進します。
- 国際社会のなかで、平和・文化・教育交流、そして移民地との交流などの様々な国際交流活動を通じて、住民の異文化理解を深め、国際協力意識の醸成、国際性豊かな人材づくりを進めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容
国内・国際交流事業	・町民イベント、祭り等の開催 ・姉妹都市、友好都市等の国内交流の推進 ・国際交流の推進 等

(6) 自個性ある住民主役の協働※のまちづくり(男女共同・住民参画の推進)

① 住民協働のまちづくりの推進

【施策方向】

- 住民自治の拡充のため、相互扶助組織の仕組みを構築するとともに、住民自治の担い手となる自治会などへの支援及び参加の促進を図ります。また、まちづくり運動をはじめとして、住民のボランティア活動やNPO活動など、住民活動の機会や活動拠点の整備・充実を図ります。
- 行政の政策形成や事業実施の各段階に住民が参画できる協働の体制づくりを図ります。
- 旧町村の住民が交流しあい、お互いの地域特性などを理解しながら、広域的な視野をもって新しいまちづくりに参画するための場の提供、人材育成を図ります。

※協働とは住民と住民、住民と行政がお互いの役割と責任を自覚し、それぞれも持つ特性を活かして、対等の立場で補完・協力しながら、社会課題の解決に当たること。

【主要事業】

事業名	事業の内容
地域づくり活動支援事業	・まちづくり協議会等の設置検討 ・広報、広聴活動の充実 等

② 男女共同参画社会の形成

【施策方向】

- 女性が仕事・家庭・地域において自信と充実を持って暮らし、男性と対等なパートナーとして社会活動に参画できるような地域を目指します。そのために、政策への女性の参画を拡大し、女性の就業条件・環境の整備を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
男女共同参画推進事業	・男女共同参画計画の策定、推進 ・各種委員会等への女性登用 ・講演会等の開催 等

③ コミュニティの形成

【施策方向】

- 自治会活動をはじめとする老人会、婦人会、青年会、子ども会などの地域活動や住民団体の活動を支援します。
- 地域リーダーの育成と自治会等の機能拡充を促進し、地域住民参加型の福祉活動や環境整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
コミュニティ支援事業	・自治会(公民館)活動充実事業の推進 等

(7) 効率的な行財政基盤を確立するまちづくり(効率的な行財政の運営)

① 行政改革の推進

【施策方向】

- 地方分権の進展、急速に変化する社会経済情勢や厳しい財政運営、行政サービスの高度化に対処するため、総合計画や行財政計画を策定します。
- 最小の人数で最大の効果をあげることのできるよう、計画的な定員管理と地域ニーズに対応した弾力的な人員配置を図るとともに、行政運営能力の向上の視点から職員資質向上施策の推進を図ります。
- 総合的な行政評価システムの構築により計画的、効率的な事務事業の推進を図るとともに、システムを公開することにより透明性の向上を図ります。
- 既存電算システムの見直しや新規システムの導入を通して事務事業の効率化を推進します。
- 業務の民間委託(指定管理者制度等)などによる行政コストの削減などの施策を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
行政改革の推進	・総合計画の策定 ・行政改革委員会(仮称)の設置 ・行財政計画等の策定
職員育成支援事業	・職員研修等による職員の資質向上 等
行政システム充実強化事業	・各種事務処理関連の効率化 ・行政評価システムの確立 ・職員定員管理計画の策定 等

② 財政運営の効率化

【施策方向】

- 地方税や使用料等の歳入の確保や人件費、投資的経費等の抑制など中長期的な視点に立った財政計画を策定します。
- 合併後の地域振興のための「地域振興基金」については、財政状況を勘案しながら基金積立を検討します。
- 課税、納税体制の一層の充実強化を図るなど自主財源の安定的な確保を図ります。
- 国・県の補助制度の効果的な活用を図りながらその確保に努めます。その上で、経常経費の節減、合理化を進め、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
財政運営効率化事業	・行財政計画等の策定(再掲) ・課税・納税体制強化、自主財源の確保 等

3 重点プロジェクト

前節の分野別施策・主要事業の中から、分野にとらわれず特に新町で取り組むべき重点プロジェクトについて以下の視点に基づき設定します。

これらの事業の推進により、合併のメリットを生かし一体感のある新町の建設と発展を図ります。

- ◆ 心豊かで生きがいと活力に満ちた、豊かな自然と共生した住みよいまちづくり・地域社会づくりに資する
- ◆ 丘陵地、田園、河川、海などの新町の豊かな自然環境の保全に資する
- ◆ 新町の歴史や文化に誇りを持ち、新町のまちづくりや地域づくりを支える人材の育成に資する

(1) 活力ある産業の連携が支えるまちづくりプロジェクト

① 産業を支える生産基盤の整備促進

新町の基幹産業は農業、水産業です。適正な土地利用に基づく、農業基盤や水産業基盤の整備に努めるとともに、人やモノの流れを活発にし、地域間の交流をスムーズにするなど産業連携強化のための諸施策を展開します。

② 自然資源を活用した産業の創出

農業や水産業の体験学習、新町の産物を活かした特産品開発さらには砂浜の復活などによる特徴ある海岸線の活用等を通して、地域資源を活用した新たな産業の創出を図り、雇用の場の創出や住民、企業、行政一体となった受け入れ体制の確立を進めます。

【重点施策の内容】

- 生産基盤整備事業
- ブランド化促進事業
- 体験・滞在・交流事業
- 観光施設整備事業 等

(2) 人と自然が共生するまちづくりプロジェクト

① 循環型社会の形成促進

限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の発生の抑制や再利用などによる循環型社会を目指して、リサイクルに対する理解を深め、ごみの減量化を促進するとともに、安全で衛生的なごみ処理を推進します。

② 自然資源との共生促進

新町にとって河川、海などはかけがえのない大切な地域資源であり、これら資源とともに暮らすまちづくりは極めて重要です。

今後は、住民・企業・行政が自然資源のもつ生態系等への理解を深める環境教育、良好な景観形成を図るための景観保全や創出などを総合的に展開します。

③ 環境保全活動の支援強化

地球温暖化対策のための自然エネルギーやリサイクル型エネルギーなどの利用促進に取り組むとともに、住民・企業・行政と一体となった環境保全・新エネルギーの導入や省エネルギー活動などへの取り組みを積極的に推進します。

【重点施策の内容】

- 美しいまちづくり活動推進事業
- ごみ・廃棄物処理体制強化事業
- 自然緑地保全事業
- 水質保全対策事業
- 環境保全意識の普及・啓発事業
- 新エネルギー活用等事業

(3) 豊かな生活と文化が融合した住みよいまちづくりプロジェクト

① 健康で安心して暮らせるまちの形成

すべての年代や世代に対応できる相談体制の充実や、学童保育充実などの子育て支援、地域での交流の場の充実やすべての人にやさしいまちづくりなど地域福祉体制の強化、さらには、地域の保健、医療、福祉機関と連携した住民の健康づくりの諸施策と、防犯・防災体制の強化を推進します。

② 地域文化の創造・伝承及び生涯学習の推進

地域文化資源の適切な保存・紹介、ふるさと学習の充実などを通して、地域らしさを感じることのできる環境づくりを推進するとともに、伝統文化をはじめ現代の生活文化、新たに生まれる新町文化などの育成に努めます。

そのために、学校教育、社会教育、国際交流、町民文化、スポーツ・レクリエーション、地域福祉、産業、ボランティア活動など、行政各分野の生涯学習に関するものを抽出し、それらを横断的・網羅的に再編することで、総合的な学習環境や実施体制を確立させます。

【重点施策の内容】

- 住環境整備事業
- 健康づくり推進事業
- 生きがいづくり・社会参加支援事業
- 地域主体の子育て支援事業
- 地域防災・防犯対策事業
- 生涯学習施設連携強化事業
- スポーツ・イベント事業
- 芸術・文化活動支援事業
- 伝統文化・芸能保存事業

(4) 夢と生きがいのある人を育てるまちづくりプロジェクト

① 教育都市の形成

新町の将来を担う子どもたちのために、地域の特性を活かしながら、生きる力・学ぶ力を育む特色ある幼児教育や学校教育を推進します。

また、高度情報化社会の形成に併せ情報活用教育体制づくりや教育施設の整備など、教育環境が充実したまちを目指します。

② ボランティア活動を通じた人材の育成

地方分権型社会・少子高齢社会を迎え、子育て支援、地域福祉・医療、地域防災などにおいてコミュニティの確立とボランティア活動の推進を図るため、生涯学習を通して地域づくりの核となる人材の育成に努めます。

③ 住民自らが担う地域自治の推進

住民と行政との協働のもとで、住民の積極的なまちづくりへの参加を促します。また地域のことは地域の住民自らが決定し、その責任を負うといった住民自治を推進し、組織強化に向けた支援や活動の場の整備に努めます。

【重点施策の内容】

- 幼稚園・学校教育施設整備事業
- 個性と創造性を育む学習システムの導入事業
- 自治会(公民館)活動支援事業
- 地域づくり活動支援事業 等

4 地域別整備の方針

新町を構成する旧町村をそれぞれひとつの地域とし、いままでのまちづくりを継承しながら、新町のまちの将来像を実現するために必要な各地域の整備方針を示します。

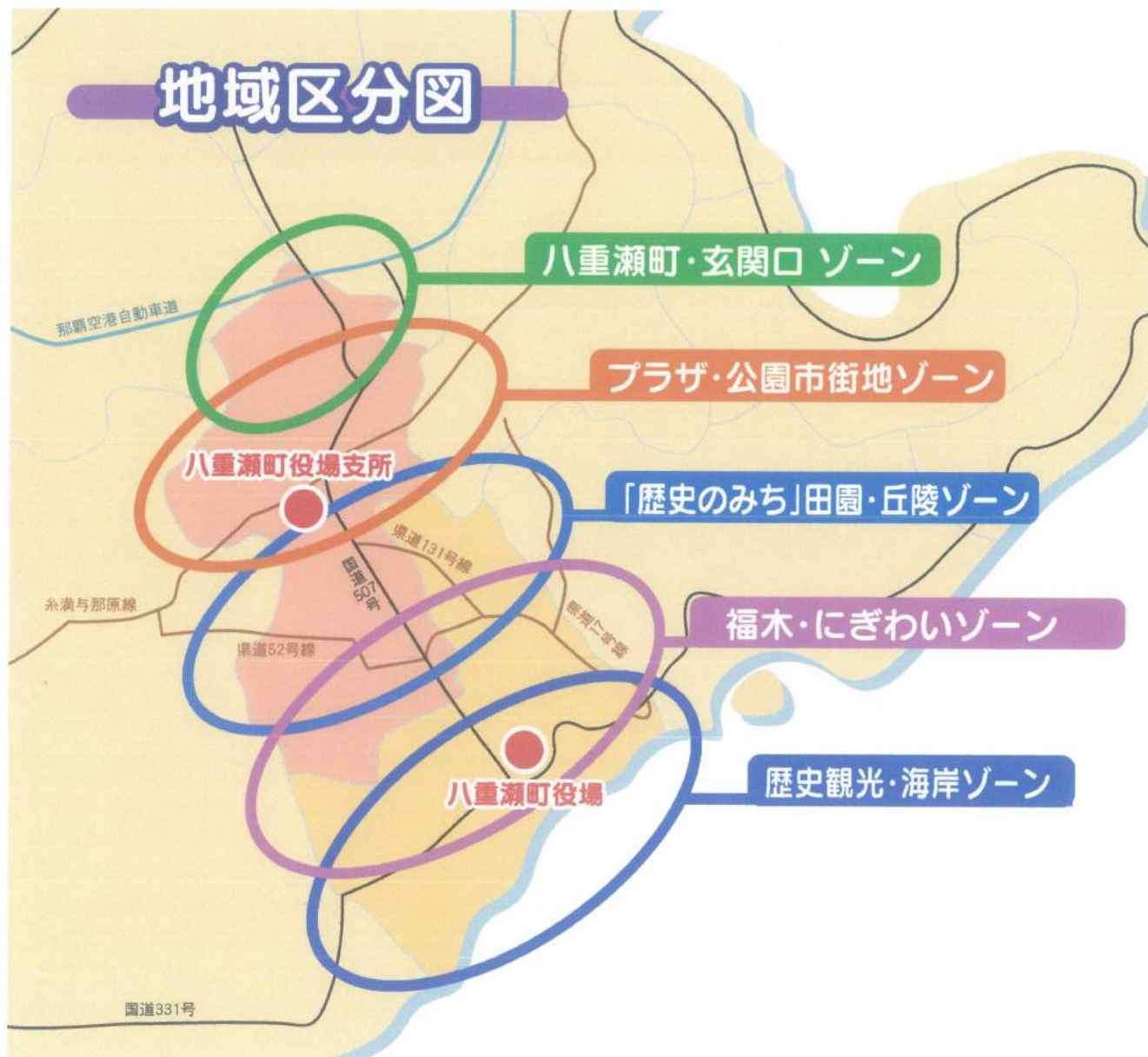
地域別整備の方針を策定するにあたっては、自然環境の保全とともに、社会経済活動の拡大、都市化の進展、農業構造の転換など、時代の流れを踏まえ、新町の一体的な発展に資する計画とする必要があります。

本計画では、町域を「八重瀬町玄関口ゾーン」「プラザ・公園市街地ゾーン」「『歴史のみち』田園・丘陵ゾーン」「福木・にぎわいゾーン」「歴史観光・海岸ゾーン」の5つの地域に分け、それぞれの地域の整備方針を以下のように設定します。

(1) 共通の整備方針

5 地域が共通にもつべき整備のあり方としては以下の諸点を基本とします。

- 開発と環境保全のバランスを配慮した環境調和型の地域整備
- 広域幹線交通軸としての国道507号、同バイパスの整備による広域ネットワークの創出
- 新町内幹線道路としての県道糸満与那原線、県道131号線、県道52号線の整備による地域内循環道路の創出
- 地域の核となる集落などのコミュニティの醸成・充実
- 町道等生活道路、下水道などの基本都市基盤の整備



(2) 地域別整備方針

① 八重瀬町・玄関口ゾーン

本地域は、那覇市周辺市街地に隣接し、新町の北の玄関口となる地域です。昭和50年代前後より国道507号沿線を中心に住宅基盤の整備が行われ、新市街地が形成されてきました。現在、那覇空港自動車道とインターチェンジ、国道507号バイパスの整備が行われており、今後は国道沿道を中心とした地区については計画的な土地利用の誘導及び北の玄関口にふさわしい商業空間の創出など魅力ある市街地の整備を推進します。

また、地域内河川の多自然型工法の導入や公園整備等を通して緑あふれ、自然と共生した地域づくりを進めます。

② プラザ・公園市街地ゾーン

本地域は、地域中心市街地について古くから新町の交流拠点として行政機関、教育機関、商業業務施設等などの都市機能が集積しているとともに、東風平運動公園の整備による総合的な健康づくりの基盤が整備されています。さらに沖縄自由民権運動の父「謝花昇」の生誕地としてその遺徳を後世に顕彰しています。

また、土地区画整理事業を通して、田園環境と調和した住宅地の形成をはじめ、本町の拠点に資する商業・業務、都市機能の集積拡大に向けた取り組みが進められています。

西部地区は伝統的な集落のたたずまいを継承する豊かな田園空間の広がり、伝統的雰囲気を感じさせる地区であるとともに、西部プラザ公園周辺の丘陵地一帯は貴重な自然緑地を形成しています。

今後は、中心市街地については土地区画整理事業による計画的な面的整備等を通して、都市景観の形成、施設・空間のバリアフリー化などによって、土地利用の混在解消による総合的な魅力を備えた交流拠点としての整備を図ります。

西部地区については、水を活かした西部プラザ公園の整備拡充、雨水排水対策と農業用水の確保の一体的整備と確保のための多様な手法の検討、湧泉等を活かした憩いの空間の整備等を推進します。

③ 「歴史のみち」田園・丘陵ゾーン

本地域は、南側の八重瀬岳を含む丘陵地と北側の田園・集落地域によって構成されています。八重瀬岳と斜面には多くの史跡・拝所があり、県内最大最古の富盛の石彫大獅子は地域住民により大切に保全されています。

また、八重瀬公園では、八重瀬城跡と一体的に町民との協同による南部の桜の名所に向けた取り組みが進められています。

今後は河川や歴史のみちへの桜並木の散策路を整備し、桜をイメージ戦略として展開する地域づくりを推進します。

また、丘陵地一帯は、新町の観光・レクリエーションに資する土地利用の形成と河川の多自然型工法による親水空間の整備など環境保全との組み合わせによる機能の拡充を図ります。

④ 福木・にぎわいゾーン

本地域は、広域幹線道路で東西を結ぶ国道331号、南北に結ぶ国道507号など地域の土地利用の骨格を形成する沿道に市街地、集落が形成されています。

また、集落の背後地や周辺地域で農用地が分布しています。国道331号に隣接する福木は樹齢400年と推定され、福木を中心としたまちづくり活動が展開されています。さらに戦後沖縄の復興の支えとなり、働く喜び・学ぶ重要性を詠った「汗水節」はこの地域で生まれ、その精神は人々に受け継がれています。

今後は、観光資源の集積する糸満市や世界遺産としての聖地を控える知念村や南部の観光拠点を有する玉城村に、はさまれた形となっているため、観光客等の来訪者が気持ちよく訪れることができるような、ゆとり空間に満ちた住環境の整備や河川の整備及び住民の日常生活の利便性向上のための魅力ある商業・サービス施設の充実など新町の行政の中心地、にぎわいのある観光交流を目的とした沿道機能の集積を図ります。

⑤ 歴史観光・海岸ゾーン

本地域は、北側の丘陵地と海岸部によって形成される地域であり、丘陵地は「福木・にぎわいゾーン」の住宅地や農用地を海域からの防風・防潮の緩衝機能を果たすとともに、丘陵地から海岸部にかけては具志頭城跡、多々名城跡などの史跡やゴルフ場のスポーツ・レクリエーション施設が点在しています。さらに1万8千年前(旧石器時代)の人骨化石「港川人」が発掘された地域でもあります。

また、海岸部は起伏に富んだ優れた自然景観をもつとともに、動植物の生育環境が形成されています。

今後は、優れた自然・歴史的環境との共生を基本に、既存の生態系を維持しつつ、すでに定着しつつあるボルダリングやリーフを中心とした海岸線と観光振興を組み合わせた新産業の創出など地域活性化策の推進に努めます。

1 沖縄県の役割

沖縄県は、合併後の新町の一体的なまちづくりを実現するため、本計画に位置づけられた事業の推進に向けて関係機関と協議を行い、新町が実施する事業については補助金の優先的配分を行い、重点的な事業実施に努めます。

また、沖縄県市町村合併支援交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新町の一体的なまちづくりを支援します。

2 新町における県事業

沖縄県は、市町村合併支援プランに基づき地方行財政上の支援策や関係省庁との連携による支援策の事業を推進します。

新町の施策	事業概要・目的等	主要事業
● 農業の振興	農業経営の改善と安定を確保するため、農道の整備や農業用水の確保・冠水防止等を行う。	・ 県営耕土流出防止事業 ・ 県営かんがい排水事業 ・ 県営水質保全対策事業
● 水産業の振興	漁港の環境整備を行う。	・ 漁港環境整備事業
● 住宅・生活環境の整備	快適な住宅・生活環境の確保のため、生活基盤の整備を行う。	・ 県営住宅建設事業 ・ 下水道等の整備
● 地域安全・防災体制の整備	漁港の環境整備を行う。	・ 漁港環境整備事業
● 交通体系の整備	交通基盤の骨格となる県管理国道や県道の整備・改良を行う。	1 継続整備を進める事業 ・ 国道507号道路改良事業 2 今後整備を検討していく路線 ・ 県道131号線 ・ 県道52号線 ※市町村合併支援道路整備計画に基づく市町村合併支援道路の整備

旧町村に点在する公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に支障をきたさないように十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。

特に、新たな公共的施設の整備にあたっては、既存の公共的施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。

また整備にあたっては、行政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を住民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新町全体としての均衡ある発展と住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるものとします。

なお、新町の庁舎については、行政運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために、統合庁舎を建設することとします。

1 策定の趣旨

財政計画は、新町建設計画に定められた施策を計画的に推進するため、新町の財政運営の指針として、長期的展望にたちつつ健全な財政運営を行うことを基本として策定するものです。

2 策定期間

平成18年度から平成32年度までの15年間とします。

3 策定方法

平成18年度から平成26年度までは決算額をもとに、平成27年度から過去の実績や人口推移などに基づく推計のほか、普通建設事業の見込み、国・県による財政支援措置、合併に伴う経費削減効果などを反映させ、普通会計ベースで策定しています。

4 財政計画作成方法

平成18年度から平成32年度までの15年間の財政計画作成方法は、平成18年度から平成26年度までは決算額、平成27年度から平成32年度は第2次八重瀬町中長期財政計画を基にそれぞれの項目ごとに推計する方法を採ります。

なお、第2次八重瀬町中長期財政計画は平成27年度から平成34年度までの8年間の計画で、八重瀬町第1次総合計画に基づき作成されています。

5 歳入・歳出についての考え方

(1) 歳入について

① 国・県の財政支援制度の利活用

●合併特例債のうち『まちづくり建設事業』について平成32年度までの活用を見込んでいます。

●合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税）、合併に伴う包括的特別交付税措置、合併市町村補助金（国補助金）、市町村合併支援交付金（県補助金）については、それぞれ全額を見込んでいます。

② 地方税

現行税制度を基本に、将来増加する人口推移等を踏まえた調定額に対し過去の徴収実績率で推計します。

③ 地方交付税

普通交付税の推計については、平成28年度から平成32年度までの5年間にかけて、合併算定替から一本算定替へ段階的に引下げられる激減緩和措置を考慮しています。

また特別交付税の推計については、抑制的に推計しています。

④国庫支出金・県支出金

将来増加する人口推移等を踏まえ社会保障費に財源の増額を見込んでいます。

⑤地方債

投資的経費に占める発行額は、毎年度約10億円程度にて推計します。

(2)歳出について

①人件費

平成18年度から平成26年度まで決算額で定数削減により減額となったが、平成27年度からの推計は現行のまま推移することを見込んでいます。

②扶助費

少子・高齢化の進行を勘案し、将来の人口の伸びを加味して推計します。

③公債費

平成18年度から平成26年度まで決算額、平成27年度からは地方債発行額で生じた償還金を合算した数値で見込んでいます。

④物件費

平成18年度から平成26年度まで決算額、平成27年度からは事務経費の削減努力により平成32年度まで毎年度約1%減を見込んでいます。

⑤補助費

平成18年度から平成26年度まで決算額、平成27年度から平成32年度までは平成26年度基準を見込んでいます。

⑥繰出金

平成18年度から平成26年度まで決算額、平成27年度からは近年の傾向を踏まえ増加することを見込んでいます。

⑦投資的経費

第2次中長期財政計画に基づき各年度の計画的な事業費を見込みます。

6 財政計画表

【歳入】		(単位：百万円)														
区 分	年 度	決算額									決算見込額(推計額)					
		H18年度 1年度	H19年度 2年度	H20年度 3年度	H21年度 4年度	H22年度 5年度	H23年度 6年度	H24年度 7年度	H25年度 8年度	H26年度 9年度	H27年度 10年度	H28年度 11年度	H29年度 12年度	H30年度 13年度	H31年度 14年度	H32年度 15年度
地方税		1,371	1,555	1,665	1,695	1,764	1,816	1,927	2,009	2,100	2,104	2,157	2,210	2,264	2,319	2,374
地方譲与税		268	111	107	100	99	104	97	89	78	78	78	78	78	78	78
利子割交付金		4	5	5	5	5	5	9	4	4	4	4	4	4	4	4
配当割交付金		4	5	1	1	1	1	1	3	5	5	5	5	5	5	5
株式等譲渡所得割交付金		2	1	0	1	0	0	0	5	4	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金		157	153	142	152	155	154	164	159	202	312	312	312	312	312	312
ゴルフ場利用税交付金		84	72	79	82	72	63	67	70	69	69	69	69	69	69	69
自動車取得税交付金		40	36	36	22	18	15	20	19	7	7	7	7	7	7	7
地方特例交付金		30	16	19	30	42	32	8	9	11	11	11	11	11	11	11
地方交付税		3,630	3,501	3,365	3,409	3,612	3,783	3,887	3,813	3,799	3,840	3,746	3,662	3,635	3,628	3,640
交通安全対策特別交付金		3	3	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
分担金及び負担金		86	88	92	105	133	154	177	392	458	482	518	518	518	518	518
使用料・手数料		132	122	120	117	90	95	93	95	99	98	98	98	98	98	98
国庫支出金		1,412	1,686	1,570	1,922	2,263	2,970	1,367	1,323	1,860	1,728	1,739	1,848	1,885	1,886	2,047
国有提供施設等所在市町村助成交付金		3	3	5	6	8	8	8	10	11	11	11	11	11	11	11
県支出金		1,717	1,236	974	1,103	1,354	1,302	1,340	1,832	2,181	2,277	2,291	2,049	2,364	1,763	1,691
財産収入		20	23	13	14	179	371	13	14	18	14	14	14	14	14	14
寄付金		7	2	0	1	12	3	4	6	8	4	4	4	4	4	4
繰入金		619	202	294	429	452	506	579	752	604	99	270	375	168	100	219
繰越金		228	410	270	283	392	832	524	692	614	559	170	225	325	298	250
雑収入		263	277	302	259	274	287	298	206	146	92	77	77	77	78	77
地方債		1,229	1,649	1,275	1,589	1,028	1,355	1,091	1,335	1,386	1,632	1,086	1,068	1,030	1,029	992
歳入合計		11,308	11,159	10,338	11,327	11,945	13,860	11,679	12,840	13,666	13,432	12,673	12,651	12,885	12,238	12,427

【歳出】		(単位：百万円)														
区 分	年 度	決算額									決算見込額(推計額)					
		H18年度 1年度	H19年度 2年度	H20年度 3年度	H21年度 4年度	H22年度 5年度	H23年度 6年度	H24年度 7年度	H25年度 8年度	H26年度 9年度	H27年度 10年度	H28年度 11年度	H29年度 12年度	H30年度 13年度	H31年度 14年度	H32年度 15年度
人件費		1,997	1,936	1,878	1,822	1,830	1,803	1,921	1,866	1,846	1,657	1,636	1,654	1,616	1,629	1,608
扶助費		1,047	1,162	1,334	1,432	2,100	2,278	2,477	2,564	3,143	3,512	3,635	3,507	3,549	3,591	3,635
公債費		1,094	1,115	1,128	1,144	1,200	1,233	1,317	1,325	1,346	1,378	1,387	1,456	1,586	1,626	1,611
物件費		1,239	1,180	1,108	1,174	1,147	1,285	1,183	1,318	1,483	1,470	1,432	1,399	1,369	1,344	1,315
維持補修費		16	43	30	25	26	31	34	29	26	25	25	25	25	25	25
補助費等		927	833	779	1,231	850	840	925	979	1,036	994	1,006	999	991	986	977
積立金		394	352	313	648	495	524	523	752	862	280	85	324	373	578	125
投資及び出資金、貸付金		2	1	1	1	1	0	0	172	0	0	0	0	0	0	0
繰出金		725	803	899	941	1,007	1,068	1,043	1,070	1,103	1,381	1,383	1,381	1,249	1,252	1,256
投資の経費		3,456	3,448	2,560	2,505	2,436	4,271	1,562	2,152	2,262	2,565	1,658	1,582	1,828	957	1,569
災害復旧費		0	16	24	12	20	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計		10,899	10,889	10,055	10,936	11,113	13,337	10,987	12,227	13,107	13,262	12,447	12,327	12,586	11,988	12,121

「新町建設計画」 用語集

あ 行	生きる力	自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力のこと。
	うまんちゅ	多くの人、万人
	NPO	NPOとは、Non Profit Organizationの略で一般に非営利組織と訳され、営利を目的としないで活動する民間団体の総称。特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、任意の市民活動団体及びボランティア団体を指す。
か 行	介護保険制度	被保険者が介護を必要とする状態になったときに、所要の保険料負担のもとで在宅介護または施設介護にかかわる一定の給付をおこなう社会保険制度をいう。平成12年度からスタート。40歳以上の人は全員加入する。
	核家族	核家族とは、夫婦と未婚の子からなる家族で、夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も核家族に含める。
	合併処理浄化槽	し尿のほか、台所や風呂等の生活排水も一緒に処理することのできる浄化槽のこと。共同使用される大型合併処理浄化槽と各家庭・事務所等で使用される小型合併処理浄化槽がある。
	合併特例法	市町村が合併する際の、手続き、財政的な特例措置等について定めているのが「市町村の合併の特例に関する法律」。この法律は、平成17年3月31日に失効する。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、財政支援や特例が適用される。
	合併特例債	合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施するまちづくりのための事業や基金の積立に対して発行される地方債で、元利償還金の70%交付税で措置される。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。
	救急救命士	患者が医療施設に搬送されるまでの間に輸液や気道確保などの救命処置を行うことができる医療技術者で一定の要件を満たした者に与えられる国家資格。
	協働	住民と住民、住民と行政がお互いの役割と責任を自覚し、それぞれも持つ特性を活かして、対等の立場で補完・協力しながら、社会課題の解決に当たること。
	行政評価システム	各種施策の成果目標を設定し、それを公表することにより、透明性を高め、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、限られた行政資産を有効に活用するための行政運営システムのこと。
	漁業集落排水事業	漁業集落排水事業とは漁港及び海域の水質の保全、漁村の生活環境の改善を図ることを目的とし、漁村地域において下水道を整備する事業。
	近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。この地域では、商業地域、準工業地域で禁止されているもののほか、床面積の合計が200㎡以上の劇場や映画館、料理店、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場等の一定の娯楽、歓楽施設の建築が原則禁止されている。
	高齢化率	人口に対する65歳以上の高齢者の割合のことで高齢者数÷総人口×100(%)で算出する。
	高齢社会	65歳以上の高齢者人口が全人口の14%以上をいい、7%以上を「高齢化社会」という。
	国際理解教育	外国語教育の充実や多様な文化・多角的な価値観を尊重する教育。
	国勢調査	我が国の人口及び世帯の実態を把握して、各種施策の基礎資料を得るとともに結果を広く一般の利用に供することを目的として、大正9年以来5年ごとに実施している国の最も基本的、かつ、規模の大きな統計調査。実施年の10月1日現在でふだん住んでいるすべての人を調査の対象として全国一斉に行われる。
	コーホート要因法	ある時点における、特定の5歳きざみの年齢集団(＝コーホート)が5年後の観測時点でどれだ

さ 行		け増減したかに着目した推計方法で、その増減率(＝コーホート残存率)を生残率(生存確率)と社会移動率(転出入による増減率)とに分解し、社会移動率などを変数として設定する人口推計方法。
	コミュニティ	居住地や関心を共にすることで営まれる地域社会・共同体。
	三位一体の改革	国と地方の税制及び財政に関する小泉内閣の改革。国から地方への補助金の削減、地方交付税の見直しとともに、税源を国から地方へ移譲すること。これら3つの改革を同時に実行することから、三位一体の改革と呼ばれている。
	資源管理型農業	漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。
	次世代育成支援行動計画	次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるための行動計画。次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度末までに、すべての都道府県、市町村、官公庁及び従業員301人以上の事業主に策定が義務付けられている。
	指定管理者制度	地方公共団体は、条例の定めるところにより、「公の施設」の管理を地方公共団体が出資している法人他に委託されていましたが、地方自治法の一部改正(平成15年法律第81号)により、地方公共団体からの指定を受ければ「指定管理者」として、広く一般の民間団体でも「公の施設」の管理運営を行うことが可能。メリットとして民間の持つ実績やノウハウ、アイディアを活用することで、多様な住民サービスに柔軟に対応することができる。
	謝花 昇	字東風平出身。沖縄自由民権運動の父。農政、税制にも多大な功績を残す。明治15年に沖縄初の県費留学生として帝国農科大学に学び平民出身で沖縄最初の学士、高等官となった。柚山問題(藩有林開墾問題)をめぐる時の県知事と激しく対立。職を辞して仲間とともに「沖縄倶楽部」結成し、自治権や参政権獲得の必要性を訴えるが、反対勢力の弾圧は厳しく運動は志し半ばで挫折を迎えることになる。沖縄県民が選挙権を獲得し、国会へ代表を送られるようになったのは1912年(大正元年)、謝花没後4年、日本本土から遅れること32年後のこと。
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
	生涯スポーツ社会	スポーツを生活に欠かせない文化として、スポーツに気軽に親しめる環境を整備し、住民一人ひとりが日常生活のなかにスポーツを豊かに取り入れることができる社会のこと。
た 行	新エネルギー	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と政策的に定義。そのため、実用化段階に達した水力発電などや研究開発段階にある波力発電などは、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されない。
	総合計画	地方自治法では、第2条に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定められている。自治体の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われることになる。
	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、コプラナ-ポリ塩化ビフェニルの総称。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。
	第1次産業	農業、漁業、林業の総称
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務の総称。
	第2次産業	鉱業、建設業、製造業の総称。

	多自然型工法(近自然型工法)	人間の利便性追及型社会から地球環境や自然生態系に配慮した社会(環境保全型社会)に変えていくことを基本的な考えとして生まれたのが近自然工学である。これを技術的側面から捉えたものが近自然工法であり、多自然型川づくりやエコロード事業は、この考え方に基づき国土交通省が推進している事業である。 近自然工法と多自然型工法は理念的には同一であるが、西欧で用いられていた近自然工法と言う言葉が日本に導入された際に近自然ではわかりにくいということで多自然型という言葉が用いられた。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	地産池消	地元で生産した農産物を、地元で消費すること。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずにその財源(一般財源)の均衡化と保障を図り、地方公共団体の独立性を強化することを目的として、国税のうち、所得税、法人税、酒税の32%(法人税は平成12年度から当分の間35.8%)、国の消費税の29.5%、国のたばこ税25%を交付税算定基準により国から交付される税であり、普通交付税と特別交付税とに区分される。
	地方分権	中央の政府、官庁から地方の自治体にできるだけ多くの権限を与え、保障し、分散していこうとすること。
	清ら	美しい・盛大な・立派ななどの意を表す。清ら(ちゅら)
	天然ガス	油田やガス田から産出するメタンを主な成分とする無色透明の可燃性ガスです。一般的には古代の動植物が土中に堆積して生成されて出来たものと言われています。天然ガスは、国内の一部でも産出されますが、大部分は海外から、マイナス162度の超低温に冷却されイオウ分などの不純物が除かれた液化天然ガス(LNG:Liquefied Natural Gas)の状態で輸入されています。沖縄群島に埋蔵されている天然ガスは、水溶性天然ガスである。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形質を整えとともに、土地の活用に必要な道路や公園等の公共施設の整備改善のための事業。
な 行	富盛の石彫大獅子	字富盛の石彫大獅子は、高さ約1,54m、全長約1,40m、幅約50cmと、この種の獅子像としては県内最大最古を誇っている。沖縄戦では破弾しながらも、今なお村を守り続ける。沖縄県指定有形民俗文化財。
	那覇空港自動車道	那覇空港を起点とし、豊見城市を經由して中頭郡西原町に至る延長約20kmの高規格幹線道路(昭和62年6月に指定)であり、終点側の西原ジャンクションにおいて接続される沖縄自動車道と一体となって、那覇空港と沖縄本島中北部とを結ぶ交通ネットワークを形成する。
は 行	農業集落排水事業	公共、下水道の設置が困難な農業集落等やや散在した形態をなす地域において、地区単位で行われる地域し尿処理施設のこと。
	バイオマス	「バイオマス(biomass)」は、「バイオ(bio=生物、生物資源)」と「マス(mass=量)」からなる言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である、としています。農林水産物からその廃棄物まで、つまり、生産から消費、廃棄、再生産までを一貫して捉えるものですので、循環型社会を考えるにあたって、物質循環の基本となる考え方。
	バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活をしていく上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での不便な障壁(バリア)を取り除くこと。
	糞尿処理対策	畜産農家から出る家畜ふん尿の管理基準の設定と利用の促進を図ることにより、有害物質の地下浸透など生活環境への悪影響を防止すること。(関連:家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律。「家畜排泄物」とは牛、豚、鶏その他制令で定める家畜の排泄物をいう。)
	保健師	保健師助産師看護師法では「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導

		に従事することを業とする者をいう。」とされています。 働いている保健師のほとんどが、都道府県や市町村の職員として就業している地方公務員で、地域住民の健康づくりなど保健活動を行っている。
	母子・父子福祉	母子及び寡婦福祉法において、母子家庭とは、配偶者のない女子と現にその扶養を受けている児童(20歳未満)で構成されている家庭をいいます。寡婦とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童(20歳未満)を扶養していたことのあるものをいいます。父子家庭とは、配偶者のない男子と現にその扶養を受けている児童(20歳未満)で構成されている家庭をいう。
	ボルダリング	「ボルダリング」とは、「フリークライミング」のもっともシンプルなスタイルの一つで、ケガをしない程度の大岩で行う、ミニ岩登りのこと。具志頭の浜はボルダリングの宝庫といわれている。
ま 行	港川フィッシャー遺跡	フィッシャーとは岩の割れ目を意味し、港川フィッシャーは幅が約1m、長さは100m以上あり、ほぼ東西の方向に雄樋川を越え、対岸の玉城村まで続いている。そのフィッシャーの中に、港川人をはじめとした多くの動物が何らかの原因で落ち込み、化石になった状態で発見された。これらの化石は、栗石のフィッシャー内にあったことで化石化し、溶けずに残されていた。
	港川人	具志頭村港川の石灰岩採石場で発見された化石骨。港川人とは1万8千年前(旧石器時代)に生きた人骨化石に対して発見場所にちなんで付けられた名称である。これまでに発見されたほとんどの人骨化石が断片的なものであるのに対して、港川人は、日本で発見されている更新世人類化石の中では最も保存状態が良く、旧石器時代の人類の形態を知るのに貴重な資料である。
や 行	ユニバーサル・デザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサル・デザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインをいう。

新 町 建 設 計 画

平成17年3月発行

東風平町・具志頭村合併協議会

〒901-0512

沖縄県島尻郡具志頭村字具志頭1番地
(具志頭村農村環境改善センター内)

TEL098-(998)0096 FAX098-(998)0097

【ホームページ】 <http://www.yui-g.jp>

【メールアドレス】 info@yui-g.jp